

三重県議会におけるＲＤＦ関連の発言（整備段階）

＜平成 11 年度～平成 14 年度＞

○平成 11 年第 2 回定例会（一般質問：平成 11 年 6 月 18 日）

（山本勝議員）

桑名広域清掃事業組合が整備を進めるごみの固化化施設については、平成 14 年度完成を目指して、用地取得もほぼ終わり、実施計画、建設計画の作成に入っているようであります。今後、県としては事業のスムーズな進捗に対してどのようなかわりというか、助成を行っていくのか、まずお伺いをいたします。

また、厳しい財政状況のもとで、多額の費用を要することから、構成自治体ではかなりの財政負担になることが予想されており、補助率や補助基本額の引き上げ並びに用地の取得・造成に係る補助の対象の拡大を望んでいるようでございますが、当局の考え方はどうか、お伺いをいたします。

（濱田智生環境部長）

お尋ねいただきましたＲＤＦ化処理に対する補助率の話と産業廃棄物行政についての知事答弁を補足させていただきます。

まず 1 点目のＲＤＦ化施設に対する助成の拡大についてでございます。ＲＤＦ化施設の整備に対する財政支援措置につきましては、国の制度といたしまして、補助対象事業費の 4 分の 1 について、国庫補助金が交付されます。そのほかに地方交付税措置がなされておりまして、補助対象事業費に対する市町村の実質的な負担割合は、おおむね 32% 程度というふうになっております。

一般廃棄物は、市町村の責任において処理することとなっておりますけれども、県といたしましても、こうした市町村の取り組みを支援するため、平成 8 年度に資源循環型処理施設整備費補助金を創設いたしまして、補助対象事業費に対する市町村の実質的な負担割合を 30% 程度に、さらに平成 10 年度に補助制度をさらに改正いたしまして、16% というふうに軽減することとしたところでございます。

今後とも国に対しまして市町村に対する財政支援の拡充について強く要望していきまするとともに、市町村の円滑な施設整備の促進に努めてまいりたいと考えております。

○平成 11 年第 2 回定例会（一般質問：平成 11 年 6 月 22 日）

（水谷俊郎議員）

審査内容、あるいは選定理由を事後公開をしていくと、こういうことについてお聞かせをいただきたいと思います。一つ、現実、具体的な事例としてお聞かせをいただきたいん

ですが、これは企業庁長にお聞かせをいただきたいんですけれども、8 月か 9 月ごろにＲＤＦ発電を出していくということなんですけれども、やっぱり情報公開に耐えうるようなやり方をしていかないかということで、審査基準を事前公開をしていくということについて、お考えがあるのかどうか、お聞きをさせていただきたいと思います。もう一つ、桑名広域のプラントがある、それと一体の施設を考えた時に、プロポーザルを桑名広域と話し合いして、一緒になってプロポーザルをしていったらどうだと、コストダウンが図れるんじゃないか、あるいはいろいろな機能的な優位性が図れるんじゃないかというふうなことを思いますので、この点もお聞きをさせていただきたいなと思います。

（安井清企業庁長）

水谷議員お尋ねの、ＲＤＦ焼却・発電施設のプロポーザル審査基準の事前公開についてでございますけれども、このたび計画をいたしておりますＲＤＦ焼却・発電施設の整備事業につきましては、新たな廃棄物焼却・発電システムを構築しようとする、全国的にも初めての試みでございまして、民間事業者の最先端のノウハウを生かしたシステムの構成になるものと考えております。このことから、公募型のプロポーザル方式を採用いたしまして、金額的要素や技術的信頼性、施設稼働後の運転・維持管理も含めた技術提案を求めることといたしております。審査内容の審査項目につきましては、公開募集要領の中で周知をしていこうと考えておりますけれども、公平性、透明性の確保の上から、学識経験者等で構成いたします、仮称ではございますけれども、三重県ＲＤＦ焼却・発電施設整備事業受注者選定委員会を設置する予定でございまして、この委員会で審査基準を定めるとともに、公表の可否につきましても検討をしていただくことといたしておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、ＲＤＦ焼却・発電施設と桑名広域清掃事業組合のＲＤＦ化プラントを一体としてプロポーザル方式で取り組めないかとお尋ねでございます。ＲＤＦ焼却・発電施設は、桑名広域清掃事業組合が計画をしておりますＲＤＦ化施設に隣接して整備をすることから、操作とか監視する部屋など、建物の一部の共同利用等を図る方向で考えております。議員御指摘の趣旨を踏まえまして、今後、桑名広域清掃事業組合と協議を行う中で、合理的な発注形態について検討をしてまいりたいと、さように思っております。

○平成 11 年第 3 回定例会（一般質問：平成 11 年 9 月 30 日）

（萩原量吉議員）

ごみ固化燃料としてのＲＤＦは、廃プラスチック類なども含めて固化すれば火力は増しますが、廃プラスチック類や紙類などを徹底して分別すれば、ほとんど生ごみだけのＲＤＦとなり、ごみ発電所としては極めて効率の悪い燃料となってしまいます。その上、県外各地のＲＤＦ化構想が破綻していることは多く報道されているところですので。ごみの分別

や減量化にこのRDF発電所構想はまったく矛盾するもので、今や再検討すべきときではないでしょうか。ましてや市町村にも負担を求めるということは、当初の計画と大きく食い違ってきています。今こそ再検討を強く求め、知事の見解をただしたいと思います。

あなたは、先日、行政システム改革のバージョンアップ推進大会で、ごみ箱を県庁内からなくすこととかかわって、燃やす文化からごみは出さない文化、あるいは埋める文化へと切り変えていかなければならない、こう力説されました。このあなたの言ったことを実行するなら、RDF発電所は凍結中止し、再検討すべきと思いますが、御見解をお聞かせください。

（北川正恭知事）

市町村のごみ処理方法の中で、RDF化は、ごみを貯蔵性、輸送性にすぐれた形状に加工することで、小規模分散型の都市形態の本県において広域集積が可能となり、環境保全と未利用エネルギーの有効活用ができる方式です。また、ごみ焼却施設と比べ、ダイオキシン類などの環境汚染物質の排出量がほとんどなく、環境に優しい安全な施設であることから、住民に理解されやすい施設であると考えています。

しかしながら、市町村のRDF化施設で製造されたRDFの安定的な利用先が不可欠であるため、広域的なモデル事業として、県においてRDFの焼却発電施設を整備し、市町村と一体となってRDF化構想を推進しているところでございます。市町村が分別収集を進める中で、廃プラスチックについて、原材料としてリサイクルするよう御指摘いただいておりますが、平成12年4月から完全施行されます容器包装リサイクル法に基づき、市町村の分別収集への取り組みが促進され、リサイクルが一層進むものと考えています。

しかし、この制度に乗らない廃プラスチックについては、現状のリサイクル技術の動向や再生品の利用先の状況等から、ほとんどのものが単に焼却されたり埋められている実情であります。そこで、RDF化等により、化石燃料にかえて熱エネルギーとして利活用するサーマルリサイクルへの転換が望ましいと考えています。

また、運営に伴う市町村負担につきましては、今後とも国庫補助金の確保等に努力するとともに、その動向を見据えながら判断していきたいと考えています。

（萩原量吉議員）

これも、知事が、燃やす文化からごみを出さない文化という言葉と矛盾する。RDFの構想ね。このRDF発電所構想は、たしか自民党の県議団の皆さんも、ドイツへ行かれて、そしてドイツで、RDFやるんやと言うたら笑われたとかいう話を私は聞かせてもらったし、私らは報告書ももらいましたけど、あなたもドイツへ行かれて、そのあたりはどうなのですか。やっぱり、とにかく何でも燃やせというような文化ではだめなんで、そういう点から考えても、これは今、本当に見直すときに来ているんじゃないか。

○平成11年第4回定例会 委員長報告（平成11年12月21日）

（田中寛予算決算特別委員長）

RDF焼却発電施設整備事業の推進について、他の団体が取り組んでいる方法も幅広く参考にするとともに、特に、収支がいまだ不明確なため、もし市町村の負担があるのなら早い時期に提示し、市町村の理解を得るように努力することを要望いたします。

○平成12年第2回定例会（一般質問：平成12年6月28日）

（野田勇喜雄議員）

次に、産業廃棄物対策のうち、RDF施設についてお尋ねいたします。

県下のRDF施設については、現在の予定では、RDF製造プラントは、桑名広域、奥香肌伊勢広域、上野市広域、海山町南牟婁広域など、実施もしくは予定がされてるところでございます。このRDF焼却について、桑名郡に建設予定のRDF焼却発電施設は、ほぼ平成14年度以降の焼却処理に対応しようと計画しているところでございますが、今後、他市広域において、ダイオキシン対策や焼却場の耐用年数からの建てかえなど、新しいRDFプラントの固形燃料の処理をする必要があるというふうに思います。

そこで、県のRDF焼却発電施設におけるRDF処理に関しまして、この地域の市町村からの処理費が必要と思いますが、どうでしょうか。また、県南部からの長距離輸送コストなどを考えると、地域の負担コストの軽減策をぜひ御検討いただきたいと、こういうふうに思います。

各市町村がすべてRDF製造プラントを計画しているわけではございませんが、ダイオキシンや焼却場の維持管理費の高騰などで管理効率を考慮しますと、ますます増加すると予測しております。2003年以降ダイオキシンが規制され、それに伴う環境への地域の対応が高まる中、県下全体の問題としてRDF処理プラントの計画を見直すことも生じるのではないかと思います。

また、RDF処理プラントの廃棄物エネルギー源として定義されていることは賛成でございます。しかしながら、電気エネルギーとしての効率等考慮しますと、地域行政負担の変動を発生してしまうため、地方財政に不安定さを与えてしまいます。いわゆる固形燃料の不安定さのための電力需要の変動と売電の価格の変動でございます。そこで、社会基盤整備と同時に推進できるような地域環境を形成させ、地域の行政の提案等を含め、地域振興の立場からも、効率のよい蒸気熱源としての利用について提案させていただきます。

例えば、紀北交流拠点の熱源利用として、環境に優しい熱源エネルギーとしてごみからつくり出す計画を、また、住宅の供給熱プラントとして、地域貢献型の振興計画として、2次的利用の計画を考えていくのはどうでしょうか。当然、地域の自立の中で提案していくことが不可欠でございます。将来において、これまで廃棄していたエネルギーの有効利

用として、２次的利用が地域基盤整備につながるような計画が、地域の声を聞いた地域密着型と言える計画ではないかと思います。当然、電気エネルギーとしての利用は賛成ですが、地域の熱エネルギーとしての利用について、県としてどのように考えていくのか、前向きな御答弁をよろしくお願い申し上げます。

（濱田智生環境部長）

RDF施設の推進についてのお尋ねのうち、３点について御答弁させていただきます。まず、製造されたRDFの受け皿は大丈夫かと、こういうお尋ねでございます。

RDF化施設につきましては、県内の24市町村が整備あるいは計画をしています、RDFの安定的な利用先の確保が最大の課題となっております。こうしたことから、広域的なモデル事業として、県においてRDFの焼却発電施設を整備することとし、市町村と一体となってRDF化構想を推進しているところでございます。

なお、計画していますRDF焼却発電施設は、RDFで日平均200トン进行处理する能力を持っておりますけれども、それに対して、三重県ごみ処理広域化計画や現在の市町村のRDF化の動向から判断いたしますと、平成20年度における処理計画量としては約160トンとなっており、当面、県内市町村で製造されるRDFの受け入れは十分可能であると考えております。

２点目は、電気エネルギー源としての利用だけではなくて、地域の蒸気熱源としての利用が考えられないかとお尋ねでございます。市町村のRDF化施設で製造されたRDFにつきましては、地域エネルギーとして活用していくことも有効な手段であり、例えば、富山県の南砺リサイクルセンターや北海道熱供給公社のように、冷暖房や融雪の熱源として地域内活用を行っている事例や、海山町リサイクルセンターのように、民間事業者の熱源としてRDFを供給している事例もございます。

しかしながら、地域活用に必要な小型燃焼ボイラーは、ダイオキシン対策や灰処理の必要性からコストが割高となり、地域での活用、普及の妨げとなっているのが現状でございます。このことから、県はもとより知事が会長を務めるRDF全国自治体会議といたしましても、地域でのRDFの利活用を進めるため、より安価に導入できる小型燃焼ボイラーの開発について国に要望しているところでございます。

三つ目のRDFの輸送コストについてのお尋ねでございますけれども、本県のように南北に長い地理的条件では、広域化を進める上で、RDFの輸送コストの課題がございます。このため、市町村が負担する輸送経費についての財源措置につきましても、国に対して要望しているところでございます。RDF化構想は、資源循環型社会を構築するための有効な手段の一つであることから、今後とも国に対する制度要望を積極的に行うとともに、市町村と一体となって推進していくこととしております。

（堀田晃企業庁長）

RDF施設の市町村からの処理費についての御質問にお答えします。

RDF焼却発電事業につきましては、現在、公募型プロポーザル方式により、受注予定者が選定をされたところでございます。現在、契約締結に向けまして、施設整備費及び運営管理費をできるだけ縮減すべく、受注予定者との協議を進めておるところでございます。

このうちRDFの処理を含めた運営管理費につきましては、発電による買電収入を充てることとしておりますが、近年の電力自由化の流れ等から売電単価が下がりつつあり、売電収入のみで維持運営をしていくことが非常に厳しい状況にあります。こうしたことから、今後とも、環境特性を配慮した売電料金とするよう電力会社等との折衝を重ねるとともに、運営管理費の縮減についても最大限努力をすることとしておりますが、それでもなお不足する場合には、市町村と協議の上、御負担を求めざるを得ないと考えておるところでございます。

○平成12年第4回定例会（一般質問：平成12年11月30日）

（山本勝議員）

初めに、RDF化構想についてお伺いをします。

捨てればごみ、使えば資源、ごみが資源に変わる夢のリサイクル施設として大々的に宣伝をされ、環境先進県を標榜する我が三重県の広告塔となっているRDF化構想も、最近、市町村の対応を聞いてみますと、風向きが少々おかしくなっておりました。一つに、処理費用の地元負担でございます。たしか平成5年か6年ごろ、前田川知事の時代にこのRDF化構想の話が桑名広域清掃事業組合にあり、まさに夢の構想のような話で、県も積極的に無料でRDFを引き受ける、焼却灰も責任を持って処理をするという前提で、桑名広域清掃事業組合に説明があったと認識をいたしております。

しかし、各位御承知のとおり、ことしの9月になって、1トン当たり4900円を上限に引き取り料をいただくという方針転換をされ、桑名広域清掃事業組合の事務局長も、過日の新聞等では、議会も住民説明でも無料だと説明をして理解をいただいてきており、行政が今さらうそをつくわけにはいかん、こういうような話で、きっぱりとこれについて否定をされてみえます。まさに燃料を前提にごみ処理のRDF化を進めてきた関係自治体にとって、このような方針転換は、屋根に上がってはしごを外されたような状態で、戻ることもできず、大変厳しい環境に置かれておることも事実であります。

そこでお伺いしますが、処理費用の問題でございますが、1トン当たり4900円を上限に負担をいただくとの根拠をいろいろ分析いたしますと、まず施設の建設費用は約69億円で、その内訳は、国及び県より4割ずつ、残りの2割を企業庁会計より立てかえ払いをして償還を求めることになり、この2割分の資本費と物件費、人件費が処理費用に含まれると、こういう分析をいたしますが、これらの約100億円強の運営経費や発電効率、売電料金などは不確定要素も多く、15年間のコスト試算についてどのようにお考えになってみえるの

か、まずお伺いをいたします。

また、処理費用について、桑名広域事業組合には、正式にはことしの10月初めに企業庁より話があったと聞き及んでおりますが、組合議会で議題として、正式にはいまだ上がっておりません。過去の経緯もあり、組合議会で否決をされるような事態になる可能性も十分あり、周辺環境も地元住民は大変関心を持っており、周辺環境なり道路アクセス等の問題は一体的な問題として取り入れなくては解決に至らないと仄聞をいたしております。桑名地区にごみを燃焼して発電する施設を建設するには、地域住民に十分理解をしてもらうためにも、周辺環境のパラダイムなり、桑名北部東員線の新設、道路整備10箇年計画に入っておりませんが、早急に考えていただくことがまず先決ではなかろうかと思えます。当局のお考え方をお伺いいたします。

次に、処理灰の問題でございますが、現状では焼却施設の処理灰は埋め立て方式にて処理をされておりますが、国の補助対象の関係でこの方式では難しくなり、そのため新たな方式を導入せざるを得なくなったと聞き及んでおります。RDFの焼却灰について、どのような処理方法を考えておみえになるのか、お伺いをいたします。

次に、本県は環境先進県を標榜し、先ほどもお話がございましたように、積極的に環境問題に取り組んでいることは理解できますが、現在のような姿勢で果たして環境先進県と言えましょうか。大変疑問を感じます。今、全県下でRDF製造施設に25市町村が取り組んでおられるとお聞きをしますが、まず、モデル施設の桑名広域のRDF施設が全国から脚光を浴びるような優良施設になることが肝心なことでございます。現在のような県の姿勢では、他の市町村も消極的な姿勢にならざるを得ないと思えますし、知事は、RDF全国自治体会議の会長も引き受けられており、全国規模的な立場からも、環境先進県に相ふさわしい施策を大いに期待したいと思えます。知事の御所見があればお伺いをいたします。

最後に、提言として、先週の25日には、オランダで京都議定書のルールづくりの国際的な環境会議がありました。合意には至りませんでした。日本国として環境問題の取り組みは重要課題であると考えますことから、RDF発電による電力会社の電力購入価格について、環境特性などを考慮した売電制度を積極的に国等に働きかけてみてはどうでしょうか。所見をお伺いしたいと思えます。

（北川正恭知事）

RDFの処理費等々について、考え方だけ私から申し述べて、具体的なことについては担当部局から説明をいたします。

RDFは、この三重県の地勢上、それぞれ南北に170キロと非常に細長い県で、ダイオキシン対策等々新たな問題については、私どもが努力をして、各市町村でやっていただくよりはより効率的であり、うまく回転するだろうと、こういうことで今日まで取り組んでまいりました。したがって、時間はこういうことについてはかかるものでございますが、

その間に、さまざまな世の中大変化のときでございますので、制度とかあるいは法律的なことが変わっておりますので、今後、処理費の問題については、現在の準備を進めていただいておりますの皆さんとそれぞれ担当部局とあわせまして、私どもが協議会等を開いて市町村の皆さんの御理解を求める努力をしていきたいと、そのように考えております。

（梅田次郎地域振興部長）

多度町のRDF焼却発電施設整備と一体的な問題として検討している地域づくりについてでございます。

このRDF施設がもたらすインパクトを活用しながら、環境をテーマとした圏域内外の交流を活性化させて、新しい地域づくりを図るために、平成11年度と本年度の2カ年で桑名・員弁生活創造圏環境交流エリア構想の策定を北勢県民局を中心に進めているところでございます。

これまで、この施設の圏域に与えるインパクトの想定、分析、また、構想の基本コンセプトの整理等を行ってきておりますが、現在、その構想に位置づける事業の検討の作業中でございます。この構想に位置づける事業につきましては、まずは、民間の活力を引き出せないかという考え方で検討しておりますけれども、公共による支援や整備の可能性もあわせて検討を行っているところでございます。

県としても、桑名・員弁生活創造圏の広域的なプロジェクトとして重要と考えておりまして、市町村とともに円滑な推進が図れるよう努めていきたいと考えております。

（原田禮嘉県土整備部長）

まず、RDFに関連いたしまして、都市計画道路桑名北部東員線の整備について、県は積極的に関与すべきではないかということでございます。この都市計画道路桑名北部東員線は、平成4年度に都市計画決定された延長約8.5キロの都市計画道路でございます。この道路は、現在、県道としての位置づけがございません。県として整備の前提となります県道昇格につきましては、現在大変厳しい環境にある中で、県がこの道路を取り上げて整備するということは現状では困難であると考えています。

なお、RDF化発電へのアクセス道路として、県道四日市多度線を考えており、道路整備10箇年戦略におきまして着手を検討している区間としております。

（堀田晃企業庁長）

まず、RDF処理費用の見通しと環境特性を考慮した売電料金制度の創設についてでございます。

RDF焼却発電施設の運営に関する諸条件は、平成7年の電気事業法の改正により売電料金制度が変わりましたこと、また、平成10年度以降は、焼却灰の無害化、安定化処理、排ガス対策が必要となったことで、計画当初に比較して大きく変わってまいりました。そ

のため、従来の廃棄物発電に比較いたしまして、より高効率のＲＤＦ発電を行うことにより、安定的な発電収入を確保するとともに、売電料金に関しましては、現在最も有利な廃棄物余剰電力メニューを適用することを考えております。

議員御提言の環境特性を考慮した新たな料金制度の創設につきましては、ＲＤＦ全国自治体会議等を通じて引き続き国に対して要望するとともに、電力会社に対しましては、安定的な長期契約や、太陽光発電、風力発電のようにグリーン料金制度をＲＤＦ発電にも適用されるよう折衝を重ねてまいります。

また、処理費用につきましても、現在設置準備を進めております県、市町村等で構成をいたします三重県ＲＤＦ運営協議会、仮称でございますが、この場で関係市町村の御理解を求めていると考えております。

次に、ＲＤＦの焼却灰はどのように処理されるのかとの御質問でございますが、ＲＤＦを焼却する際に発生する焼却灰の処理につきましては、平成 14 年 12 月からの国のダイオキシン類の排出基準の規制強化に伴い、新設の焼却施設は、原則として焼却灰の熔融固化設備が必要となります。この規制強化を受けまして、焼却灰の再資源化、再利用について調査をしたところ、現在、セメント原料としての利用のほか、人口ゼオライト化やタイル等の陶磁器製品としての利用が技術的に可能とされており、さらに、メーカー等において利用技術や利用拡大の研究が進められているところであります。

したがって、これらの利用技術等の動向も注視しながら、より経済的で有効な方法を採用すべく、受注者ともども種々の方策について検討をしてまいりたいと考えています。

（関連質問）

（森本繁史議員）

企業庁長にＲＤＦ発電についてお尋ね申し上げたいと思います。

今、処理費については、有償か無償かということで、市町村の方を回っていただいているということでございますけれども、桑名広域については、無償でという説明を行ったということで、これは県も認めておるわけでございますけれども、上野市ほかの市町村については、いわゆる電気事業法が改正されたからとだれかが言ったはずであります。そのだれかはわからないけど、だれかが言ったはずであるというような発言もありますし、いわゆる打ち合わせメモどとか、あるいは復命書等の記録も全くないということですし、こういうものについては、環境部あるいは企業庁があるわけですから、庁内の統一見解なり、そういうふうなものをつくるわけですが、そういうものも存在していないということの中で、やっぱり言っていないというふうなことで処理すべきじゃないか、いわゆる行政の範疇の中では、いわゆる文書がない、そういうものについて全くきちとしたものがない場合は、これはやはり言っていないかったということの中で、改めてもう一度、我々は言っていないけれども、こういうふうな社会情勢になったんだからひとつお願いしたいというあれが筋であって、いわゆる言った言わんの論議というのは、これは非常に極め

て遺憾ではないかと。ここらについてのちょっと企業庁長の見解をお尋ねしたいのと、それと、もう一つ非常に重要な問題は、これは、いわゆるこの関係市町村が了解しないまま進んだ場合に、企業庁がいわゆるこの処理物を発電所へ受け入れるのかどうか。いわゆる解決しないまま、このまま行ったときに、いわゆる処理費を払わなければお断りするというような状況が出るのか。市町村が、どんどんこれ、処理場ができてきます。これ、野積みして、山積みにしてそのまま放置するわけにはいかない。結局市町村が泣き寝入りをするということになるのではないのかなというようなことも懸念されます。

それからもう 1 点、県費負担を市町村に負担を求めたいというような見解でございますけれども、いわゆる市町村であったとしても、負担というものは県民に負担をさせるわけですから、市町村を通して県民に負担をさせようが、県が直接県民に負担を求めようが、これは県民に負担をさせるということについては変わらないわけですから、今までのいきさつ上からいって、県がやっぱりこの問題は負担してもいいのではないかという、以上 3 点について、時間がないますから簡潔にお答えいただきたいと思います。

（堀田晃企業庁長）

ＲＤＦの処理費用に関する市町村への説明につきましては、本年 10 月から 11 月にかけて、環境部ともどもＲＤＦ関係の 26 市町村に説明に伺いました。市町村では、処理費用は無料であるという認識でございます。そこで、処理費用が必要となった経緯といたしまして、当初計画では、想定していなかった電気事業法の改正や灰処理の無害化等の状況の変化について説明をさせていただきました。

企業庁といたしましては、施設の効率的な運営やコストダウンを図るとともに売電収入の安定確保に努めまして、具体的な金額は、提示できるようになった段階で、近く設置予定の三重県ＲＤＦ運営協議会の中で関係市町村の御理解を得てまいりたいと思います。

また、処理物を云々ということですが、これは御理解を得て処理をさせていただきたいというふうに考えております。

また、市町村の負担でございますが、企業庁といたしましては、効率的な事業運営や灰処理費用等の低減に努めるとともに、安定的な売電収入を確保することによりまして、できるだけ市町村の負担の軽減に努めまして、事業の円滑な推進を進めてまいりたいというふうに考えております。

○平成 13 年第 2 回定例会（一般質問：平成 13 年 6 月 21 日）

（山本勝議員）

このＲＤＦ構想の全体像につきまして、県としては、ダイオキシンの発生の抑制のモデル施設と言うてみえるんですが、地元の方としては、関係者は、やはり迷惑施設だと。迷惑施設というらえ方をして意識を持っておるわけです。ですから、幾ら話をして

おつても、なかなか地元と行政の間には、発言とか姿勢にはギャップがあるわけございまして、なかなかかみ合わんときておるというのが現状でございますから、その辺のところのギャップを、どうこれから埋めていかれるのかということもお伺いをしたいと思います。

最後に、ＲＤＦ処理料の問題でございすけれども、対象市町村でつくられております運営協議会、これの現状の報告と地元負担金の問題、市町村の年度予算の時期も、平成 14 年 12 月ぐらいからスタートしますと、たとえ 3 カ月と言われても、期間がございすから、予算を組まなければいけませんから、そういうぐあいにたぐっていくと、平成 13 年の 9 月、10 月ぐらいには、やっぱりそういう金額というのも提示をしなければいかんというような時期になろうかと思ひますので、いつごろそういうような金額を提示されるのかということをお伺いをしたいと思います。

（濱田智生環境部長）

ＲＤＦ化構想に絡みまして、県行政の取り組み姿勢についても尋ねがございました。県において多度町地内に計画を進めておりますＲＤＦ焼却・発電施設は、未利用エネルギーの有効活用を図るためのモデル事業といたしまして、市町村の施設で製造されたＲＤＦの安定的な受け皿として、全国に先駆けて整備するものでございます。

こうした観点や施設について、地元の皆さん方の御理解をぜひお願いしたいと思います。一層の理解が得られますように、努力していきたいと思ひます。

（服部卓郎企業庁長）

ＲＤＦ運営協議会の活動等についてお答えいたします。

本年 1 月に設置しました三重県ＲＤＦ運営協議会の中に総務運営部会と技術部会を設置しておりますが、総務運営部会におきまして、経済的で効率的な維持管理について協議を進めているところでございます。

御質問の地元負担金、いわゆるＲＤＦ処理費につきましては、現在、ランニング費用等を精査している段階であり、この総務運営部会におきまして検討を深め、年内の解決をめどに努力してまいりたいと考えております。

○平成 13 年第 4 回定例会 委員長報告（平成 13 年 11 月 26 日）

（櫻井義之予算決算特別委員長）

現在推進中のＲＤＦ焼却・発電施設については、関係市町村と十分協議して、早期に算定根拠を明確にした料金設定を行うとともに、安定した事業運営を図るため、売電料金、ＲＤＦ量の確保等について関係機関と協議されるよう要望いたします。

（討論）

（真弓俊郎議員）

引き続き、認定 3 号の電気会計決算では、ＲＤＦ焼却発電施設に関するものがありますが、私たち日本共産党は、次の二つの点で問題点を指摘したいと思ひます。

まず第 1 は、ＲＤＦが新エネルギーとされていることです。しよせんごみをプラスチックやビニールと一緒に燃やしてしまうのがＲＤＦではありませんか。こんな古い、否定されるべき旧思想に基づく施策です。これではごみの分別と減量化にはつながりません。

もう一つは、運営費のいい加減さです。15 年間の売電収入引く 15 年間の物件費、人件費、そして資本費、残ったものがすべて市町村負担になります。そして、がらがらぼんで、トン当たり 4900 円。これもやっぱり住民負担。県の医療や福祉施設の民営化が声高に叫ばれていますが、こんな工水事業や電気事業こそ見直すべきではないでしょうか。

○平成 13 年第 4 回定例会（一般質問：平成 13 年 12 月 7 日）

（吉川実議員）

ごみ固形燃料焼却・発電施設の運営に関してでございすが、県、企業庁では、資源循環型社会を構築する上で、極めて有効な手段として、ごみ固形燃料、いわゆるＲＤＦ焼却・発電施設の整備を多度町地内で平成 12 年 10 月に着手され、来年の 14 年 12 月稼働に向けて鋭意進められております。

また、このＲＤＦ焼却・発電施設の整備に呼応して、県下の市町村におきまして、桑名市ほか 5 町で構成する桑名広域清掃事業組合、勢和村ほか 7 町村の香肌奥伊勢資源化広域連合、御浜町ほか 3 町村の南牟婁清掃組合、及び上野市ほか 4 カ町村で構成する環境衛生組合と、海山町、浜島町、紀伊長島町を合わせ 7 団体 26 市町村が、一般廃棄物の焼却炉の更新時期の到来と、平成 14 年 12 月から、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出基準が、現在の 80 ナノグラム以下から、既設施設の改修の場合は 1 ナノグラム以下、新設の場合は 0.1 ナノグラム以下となること等によりまして、ＲＤＦ発電施設の燃料となるごみ固形燃料化施設の整備を進めているところでございすが、三重県において、市町村等のごみ処理施設をＲＤＦ化施設として整備するよう促進され、県、市町村連携して取り組まれておりますことは、三重のくにづくり宣言におきまして、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型の処理システムへと転換し、環境負荷の低減を図るとともに、ごみの持つ未利用エネルギーの有効活用を行うため、市町村などのごみ処理施設をごみ固形燃料化施設として整備し、地域の燃料とするよう誘導し、ＲＤＦの大量で安定的な利用先としての発電施設の整備を進め、電気エネルギーとして有効に活用するとしたことの実現でございまして、高く評価したいと存じております。

こうした施設の整備が進められる中で、ＲＤＦ焼却・発電施設の稼働後の運営経費につきましては、ダイオキシン類等の排ガス対策などに多くの経費がかかることや、電力自由

化に伴います売電料金の低迷から、売電収入によって維持管理費を確保することが難しいと予想されるとされまして、昨年9月の県議会定例会の中で、運営経費について関係市町村等に、RDFトン当たり4900円を上限として負担をお願いすると表明されたところでございます。

先日放送されましたNHKの「クローズアップ現代」の番組の中で、関係市町村の職員の「ごみ固形燃料化施設整備の着手時には、発電施設への持ち込み料は無料であると認識していた」という声もあります。また、今後運営することとなる市町村等の施設の維持経費も、従来のごみ処理施設に比べ大幅に上回り、さらに、それぞれの施設から発電施設への運搬料、いわゆる横持ち料も必要になる。関係市町村等は憂慮し、困惑している状況にございます。

県当局が、今回のRDF焼却・発電施設整備のハード部分に対しまして、一般的には市町村が行う一般廃棄物処理施設整備事業を採用し、また、発電事業部分についても一般会計からの出資を行い、国の制度を活用しながらも、多くの県費を投入し、さらに、施設の運営収支不均衡や市町村等の新たな負担に対しまして、国の関係省庁へ、RDFの輸送に対する市町村への交付税措置の創設や、RDFを再生利用認定制度の対象に追加すること、及びRDF等新エネルギー導入促進売電制度の創設などを強く提言、要望されていることは、十分承知いたしております。

そこで、地域住民に光とエネルギーを供給される公益事業として貢献されております電力会社にいま一つご理解をいただき、売電料金のアップをお願いしてはどうか。また、企業庁として、RDFの熱カロリーを高める努力と、エネルギーのばらつきを補う石炭等化石燃料の削減に努められ、コストダウンを図られ、持ち込み料金の軽減に努力されるお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

（濱田智生環境部長）

RDFに関する御質問に御答弁申し上げます。

資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するため、RDF化構想を提唱いたしまして、市町村のRDFの安定的な受け皿を確保するために、RDF焼却発電施設を広域的なモデル施設として整備するなどの取り組みを進めてまいったところでございます。

この構想を進めるに当たりましては、本県が全国の自治体に積極的に呼びかけましてRDF全国自治体会議を設立し、知事みずからが会長となりまして、国等の関係機関に要望を行う中で、県が行うRDF焼却発電施設の整備に対する補助や起債制度の拡充などの成果を上げてきたところでございます。

ごみのRDF化は、市町村にとって、貯蔵性や輸送性などのメリットがございますが、一方、南北に長い本県では、RDFの輸送経費が新たな負担となるため、市町村の強い要

望も受けまして、RDF全国自治体会議や県の国家予算要望活動においても、RDFの輸送に対する市町村への交付税措置の創設などを国に強く要望しているところでございます。

今後も、これらの要望が実現されますように、国に対して引き続き提案、要望活動を行うなど、RDF化構想の推進に努めてまいりたいと考えております。

（服部卓郎企業庁長）

RDF発電関係に関して二つお答え申し上げます。

まず、県は電力会社に対して売電料金のアップを求められないかといった御趣旨でございましたが、RDF発電など新エネルギーの優遇買い取り制度の創設につきましては、予算要望活動や「RDF全国自治体会議」等を通じまして、経済産業省あるいは新エネルギー庁などに対し要望を行ってまいりました。しかしながら、優遇買い取り制度の創設は電力自由化に反する動きでもありまして、国からの買い取りには厳しい状況がうかがえます。

また、電力会社の電力購入メニューにおきまして、RDF発電の電力は、現在では、廃棄物発電の余剰電力として比較的安価に買い取られることとなっています。これに対しまして、太陽光発電、風力発電に電力会社が配慮しているように、RDF発電にも、グリーン料金の発想から、電力購入価格の引き上げと安定的な長期計画がなされるよう、県といったしましても電力会社に要望いたしているところでございます。

次に、県はRDF処理費の軽減をどのように努力しているかといったような御趣旨でございました。

RDF焼却発電施設につきましては、建設費、運営費を軽減することをねらいといたしまして、民間事業者のノウハウを活用したPFI的手法を導入することといたしました。公開公募によるさまざまな提案を受けまして、技術的、経済的に最もすぐれた案を採用するなど努力を行ってまいっております。

来年の運転開始に備えまして、三重県RDF運営協議会の中に、総務運営部会あるいは技術検討部会を設けまして、市町村とともにランニングコストの軽減化を図るための研究検討を重ねております。

今後も、市町村と県が一体となり、RDF焼却発電施設の効率的な運用開始に備えてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

（吉川実議員）

RDFですが、問題は、私が心配するのは、クローズアップ現代でそう言ったから、あるいは無料で引き取りますからと、五、六年前の計画当初、26市町村が7団体になりまして、県の御指導よろしきを得て、そうして固形燃料化、こうしていこう。環境を遵守しながら住みよいまちづくりをしていこう、きれいな空気にしていこう。今の焼却施設では、ダイオキシン問題だとかいろんなことで生活する人たちの健康に害するから、固形燃料化して焼却をする。発電する電気は二の次でございますけれども、そうした環境浄化のために、

ともに三重県と一緒にあって 26 市町村が参画をしてきた。

そこで、持ち込み料の話でございますが、当初そういうことが聞かされておらなかった。しかし、電気事情やいろんなことで難しい問題が起こってきた。それには、企業庁としてはどうしてもやっぱり、名前のとおり企業庁ですから、採算を度外視して赤字でやっていくわけにもいかない。だから、最低限このぐらい頼みますわと、このようなことを思われているのかどうか。巷間そのように、昨年 9 月にもそういう提案というか話がありました。

そこで、私が考えますのに、やっぱり企業庁努力というのも大事であります。それは言うまでもございませんが、そうした地域住民の肩に全部かかってくる。そうして、4900 円にプラス、平均しまして四、五千円の運賃、横持ち運賃も要るわけです、約 1 万円。そうして、固形燃料いわゆる廃棄物を収集して、そうして固形燃料をつくるための各市町村の工場に運んできまして、そうして、そこで固形燃料をつくる原価といいますか、そのコスト、これがどのぐらいかかるか私には一向わかりませんし、まだつくっておりませんので答えも出ておりませんけれど、企業庁として大体の、固形燃料をつくるためにどのぐらい要りますよということもおわかりになっておれば、あらましで結構ですが、御答弁いただきたい。お聞かせをいただきたいと思いますのと同時に、やっぱりこれだけ地域住民のすべて肩にかかってくるわけですから、やっぱり公益性を重視された電気会社さんに、非常に難しい、今安価で電気を製造できるかもわかりませんが、ひとつもう一段の御奮発をお願い申し上げたい、このように思います。

（服部卓郎企業庁長）

RDF 化の費用につきましては、それぞれの施設の状況によりまして若干差が出ております。規模によりましては、安いところでは 1 トン当たりの計算でいきますと 1 万 5000 円程度から 4 万円程度まで開きがございます。そういった事情で、それぞれ規模のメリットというものの差があらうかと思いますが、私どもの方へ持ち込んでいただきます RDF 処理費の問題につきましては、4900 円というお話が去年議会答弁でも出ておりましたが、その軽減化のための努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○平成 14 年第 1 回定例会（一般質問：平成 14 年 3 月 4 日）

（山本勝議員）

最後に、RDF 焼却発電施設に関連してでございますが、当該市町村も、当初の説明では無料で引き取るとの空気が根強く、そして、構想の推進者としての県の今後の予定とか問題の解決への決意をお伺いし、土地問題についてもいろいろ新聞等で騒がれておりまして、土地賃貸借契約なり保安林指定の問題についても正確な状況と、着工が果たして間に合うのかと、こんなこともお伺いをして、以上、壇上からの質問を終了させていただきます。明快な御答弁をお伺いして、終了させていただきます。

ありがとうございました。

（濱田智生環境部長）

RDF 焼却発電施設の諸問題のうち、保安林解除につきましてお答え申し上げます。

桑名広域清掃事業組合が実施いたします RDF 化施設及び県が実施いたします RDF 焼却発電施設建設に係ります保安林の指定の解除につきましては、農林水産大臣が行う事案でございます。

この事業は、用地取得につきまして土地収用法が適用されるため、森林法第 26 条第 2 項に基づきまして、公益上の理由で保安林が解除されております。

土地収用法が該当する事業の解除申請に当たりましては、土地収用法が適用される土地所有者の同意書等は許可の要件とはなっておりません。したがって、今回の報道にあります一部土地関係者の問題につきましては、保安林の解除処分との効力とは直接は関係するものではございません。

（服部卓郎企業庁長）

処理費の問題でございますが、昨年 12 月 15 日に開催されました三重県 RDF 運営協議会総会におきまして、RDF 処理費の負担のあり方について議論を行っていただきましたが、結論を得るに至りませんでした。現在、RDF 運営協議会理事会において調整を進めていただいております。県といたしましても、今後、理事会の議論を深め、RDF 処理費の負担について皆様の理解を得て、早い機会に取りまとめていく方向で協議していきたいと考えております。

次に、用地問題でございますが、用地取得業務をお願いしております桑名広域清掃事業組合に確認いたしましたところ、県の RDF 焼却発電施設用地と組合が整備する RDF 化施設用地を含めた関係用地に関する使用貸借契約書の書類の中に、地権者に関して不明である用地が 2 筆ございましたが、これらの用地について、その後、正当地権者が判明したということで、適正な手続を行い、既に誤りを訂正いたしましたということでございまして、問題はございません。

また、きょうの一部報道にございます土地区画整理事業につきましては、詳しい情報は入っておりませんが、いずれにいたしましても、操業におきまして最善の努力をしてまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○平成 14 年第 3 回定例会（一般質問：平成 14 年 9 月 25 日）

（西場信行議員）

RDF という新しい技術利用は、県と市町村で検討されてきました。そして、本年度には発電が稼働するという状況まで来ておりますが、貯蔵性、輸送性、また、リサイクルと

いう利点を評価して、環境先進県の三重県がＲＤＦ構想として積極的に取り組んできたのだと、このように理解をしております。私の地元でも、香肌奥伊勢資源化広域連合として、勢和村にこのＲＤＦ工場をつくって、日量 44 トンで稼働しておる状況であります。

そんな中で、先般、6 月であったかと思いますが、ＲＤＦ発電の市町村負担金の問題が運営協議会で議論されまして、一応の決着を見たところであると聞いております。しかしながら、当面の市町村負担であります灰処理費との差額であります 5 億 3700 万円の収入不足が生じる試算となっておりますということも聞いております。この収入不足は企業庁の経営努力で賄うとのことですが、公営企業体にそんな余力はないのではないか、また、企業活動で得た利益は県民の公共福祉のために還元していくシステムの公営企業体にそのような余力があってはならないのではないか。このようなことを考えるときに、このたびのことは、電気自由化、ダイオキシンの法規制により起こった不測の事態であることを考えれば、この問題は、国、県、市町村等の行政責任で対応していくべきであろうと思うんです。そこで、環境先進県を標榜されて、本県のＲＤＦ構想をリードしてきた、全国のＲＤＦ自治体会議の会長でもある北川知事の見解をお聞きいたしたいと思います。

ＲＤＦの 2 点目ですが、新エネルギー法が国会を通過しております。この新エネルギー法の政令によって、ＲＤＦ発電が新エネルギーとして認知されるかされないか、この問題がこれからの我が県のＲＤＦ発電に及ぼす影響というものは大変重大であると、このように思います。県は、これに対してどのような見解を持って、新エネルギー法に位置づけられるよう国に対して働きかけているのか、御説明をお願いいたしたいと思います。

また、ＲＤＦに係る市町村から運賃助成の要望が出ておりますが、これに対する対応もあわせて伺っておきます。

（長谷川寛環境部長）

ＲＤＦ化構想について、県の見込みが甘かったのではないかとということでございます。

三重県では、ごみの持つ未利用なエネルギーの有効活用やごみ処理の広域化を図るため、市町村と一体となってＲＤＦ化構想を進めてまいりました。この構想を進めるに当たっては、三重県が全国の自治体に積極的に呼びかけ、ＲＤＦ全国自治体会議を設立し、知事自らが会長となって国等の関係機関に要望を行うことで、県が行うＲＤＦ焼却発電施設の整備に対する補助制度や起債制度の拡充を図ることなどの成果を上げ、事業運営経費の削減を図ってきたところでございます。

また、電力の自由化に伴う売電収入の減少等により、計画当初に比べ、ＲＤＦ焼却発電施設の運営に係る諸条件が大きく変化してまいりましたが、県といたしましては、資源循環型社会の構築を図るため、ＲＤＦ化構想を推進している立場から、ＲＤＦ焼却発電施設の全体事業費の 72.5% に当たる焼却施設分 67 億 2841 万 1000 円を一般会計で負担しているところでございます。

また、さらに、市町村のＲＤＦ化施設の整備に対しましても、国の補助制度に加え、県独自の措置として、起債の元利償還金などに対して各施設ごとに 1 億円を補助し、市町村の負担を少しでも軽減できるよう努力してきたところでございます。

今後とも、ＲＤＦ化構想の推進につきましては、企業庁との連携のもとに鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、ＲＤＦ発電の関係市町村への運送費補助でございます。

ごみのＲＤＦ化は、貯蔵性や輸送性にメリットがあります。しかしながら、南北に長い三重県では、ＲＤＦの輸送経費が新たな負担となりました。このため、市町村の強い要請を受け、知事が会長であるＲＤＦ全国自治体会議や県の国家予算要望活動において、ＲＤＦの輸送に対する市町村への交付税措置の創設等を環境省、総務省に対して強く要望しているところでございます。

県といたしましては、これらの要望が実現されるよう、今後とも引き続き国に対して提案要望活動を行い、ＲＤＦ化構想の推進に努めてまいります。

（濱田智生企業庁長）

1 点は、市町村負担額の減少に伴う事業収入不足への対応でございます。このことにつきましては、企業庁におきましても、決定までの経緯を踏まえまして、理事会の御決断に感謝いたしまして、新たな決意で再度運営管理費の縮減に向け、関係者の御協力もお願いしながら、今日まで様々な縮減等に取り組んでいるところでございます。

現在の検討状況でございますけれども、例えば、企業庁の直接管理部門での人件費の削減や、中部電力送電線負担金の協議に理解が得られましたことによる削減など 5 項目ほどの見直しを行っておりまして、確定したものばかりではございませんけれども、関係者の御協力により、一定のめどがつけられる見通しとなってきております。

いずれにいたしましても、長期の事業運営におきましては、様々なコスト増要因が生じるものと考えていますので、運営管理の見直しを不断のことといたしまして、効率的な事業運営に当たってまいります。

また、もう一つ、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の適用の問題でございまして、この件に関しましては、ＲＤＦ発電がこの法律の対象エネルギーとなりますように、国に対して制度要望するとともに、知事が会長を務めておりますＲＤＦ全国自治体会議でも要望を行ってまいりました。今後とも努力を続けてまいります。

○平成 14 年第 4 回定例会 委員長報告（平成 14 年 11 月 25 日）

（辻本進予算決算特別委員長）

今年 12 月運転開始予定のＲＤＦ焼却・発電施設については、この施設の維持運営に要する関係市町村の費用負担について、関係市町村の一層の理解を得るとともに、安定した事

業運営を図るために、売電料金、ＲＤＦの量の確保等について関係機関と協議されるよう要望します。

（討論）

（萩原量吉議員）

反対の理由の二つ目は、ＲＤＦ焼却発電所の建設を含む電気事業会計であります。

当初、無料で引き取ると言っていたＲＤＦ持ち込み料は、結局 3790 円トン当たりも取ることになりました。今なお 18 の市町村議会でこの支出も議決がされていません。まさにだましであり、うそをついてまでＲＤＦ化を強行したことが証明されました。

しかも、このＲＤＦ、ごみ固形燃料による焼却発電所は、塩素系プラスチック類など本来燃やしてはならないものまで燃やして有毒ガスが発生する危険性や、また、ごみの減量化や分別に逆行するもので、いまだに新エネルギー法の対象として位置づけられていません。さらに、この発電所での焼却後の飛灰についても、この 12 月 1 日から本格稼働するというのに、今なお太平洋セメントの地元藤原町住民の了解が得られていません。建設現場の地元東員町での搬入道路の問題でも、7 年間も要求し続けているのに全く解決していない。さらに、建設用地の土地問題まで、訴訟まで提起されているというありさです。

四日市のガス化溶融炉の強行と同じく、このＲＤＦ焼却発電所も、結局は産業廃棄物の処理に携わる巨大廃棄物処理産業、産廃業界の大企業を中心で結成している廃棄物研究財団の言いなりで、住民の納得、合意も得ず、まず建設ありきの巨大な実験が県民犠牲で強行されているものです。これがまさに北川県政の環境先進県の実態であります。

北川知事は、外では環境経営などで今度も講演をするようですが、格好よく宣伝はするものの、足元の県民の願いに応えないばかりか、会うこともせず、説明責任を果たしていません。このようなＲＤＦ焼却発電所の強行とこの決算に賛成するわけにはいきません。

○平成 15 年第 1 回定例会（一般質問：平成 15 年 2 月 21 日）

（田中覚議員）

循環型社会の構築、リサイクルなんていうて、この当初予算の事業をずっと見ておったんです。少し時間がいただけましたので、企業庁長、企業庁長から出されている資源循環型社会実現に参画するための活動、ＲＤＦ償却発電事業 7 億 4000 万余りですか。上野からお願いして、上野の一般廃棄物、家庭ごみをお願いしているあの灰はどこに行っているんですか、焼却灰は。

（濱田智生企業庁長）

かねて議会の方へも御報告をさせてもらっておりますが、三重県内の焼却灰については、方向といたしましては、セメント資源化に役立てたいということで、そういう方向での今、

努力をしているところでございますが、現時点ではまだ地元の理解が得られておりません。そういうことで、暫定的な処理といたしまして、岐阜県の方でお引き受けいただいたということは、先般議会の方へも御報告をさせてもらったとおりでございます。

（田中覚議員）

いや、私が尋ねたのは、資源循環型社会の実現に参画するという企業庁が、ＲＤＦの焼却灰をどう資源循環型にしてもうてまんのやということを尋ねてますの。

（濱田智生企業庁長）

私たちの求めるところは、やはり出てきたごみ、そういったものを資源循環という格好で最後まで利用したいという強い思いは持っています。そういう思いの中で、先ほどのような行動をとっておるということで、しばらくのお時間をいただきたいと思います。

（田中覚議員）

上野市に確認しましたら、岐阜の市町村の名前はわかりませんが、廃掃法上の E 通知というのが出てないということなんですが、そのＲＤＦの焼却灰がどんな手法で、岐阜県のある市町村に行ってらっしゃるのかお尋ねさせてください。

（濱田智生企業庁長）

実は、ＲＤＦの市町村とのお話の中で、昨年の 6 月に 3790 円のＲＤＦの 1 トン当たりの負担をいただくという話の中で、我々も懸命の努力をしてきました。そういう中で、厳しい運営状況になりまして、実は富士電機が運営委託をされていますけれども、そういう話の中で、一部何らかの格好の富士電機としてもこういう厳しい状況を踏まえて、県、市町村に向かって何らかの協力をお願いできないかというような話の中で、基本的な契約の枠組みは変えられないという話でしたが、ＲＤＦの引き受け 1 トン当たり、一定の期間、灰処理が軌道に乗るまでの間は、200 円程度なら支援できると、こういうふうな話がありまして、一たんその部分で買い取ってもらった形にはして、その分の負担軽減を県の方が受けておると、こういう形でございます。

そういう話の中で、一般廃棄物として処理するか、いわゆる産業廃棄物として処理するかというような話については、各県ともばらばらでございますが、こういった部分を踏まえまして、1 年と 4 カ月ごとの期限の中ではございますが、200 円のＲＤＦの購入をしてもらうということで、その焼却灰については産業廃棄物の扱いで処理してもらおうと、そういうような処理でございます。

（田中覚議員）

もう一度整理させてください。そうすると、企業庁から出てくる焼却灰は、一般廃棄物

なんだけれども、富士電機さんが 200 円で、いわゆる有価で買うから、一般廃棄物として企業庁には残らない。富士電機さんは、灰をもらった、200 円で有価物で買ったんだから、あとは産廃処理をすればいいだけ。したがって、岐阜県の、どこの市町村かわかりませんが、E 通知は要らないと、こういうロジックなんですね。確認だけさせてください。

（濱田智生企業庁長）

そういうことでございます。

（田中覚議員）

手法はいかな手法であろうとも、ちょっと循環型社会の構築と書いていただいて、R D F の焼却とか発電事業で書いてあったら、もう少し知恵ないの。

もう一つ、せっかく 200 円でも買うてくれておるんやったら、もう上野はトン当たり 3790 円出さないでいいわけですから、焼却灰の灰処理代として 3790 円くれということですから、200 円の分け前をもうでもいいわけやな、上野は。私は、そのロジックの中でそう思います。が、何ぼぐらい上野市としては分け前をもらえるんやろう。お尋ねさせてください。

（濱田智生企業庁長）

その前に申しましたように、4500 円で我々提案いたしまして、当面 3790 円というところで運営の努力をしよう。長丁場でございます、14 年 4 カ月という経営収支の中でございます。そういう中で、当初予定したよりも少し計画的に遅れるとか、そういうふうなことで、経費的にも懸念されるということで、先ほども言いましたように、受託事業会社へも協力を求めたという経緯でございますので、当面、我々企業庁としては、3790 円のときのそれぞれの市町村との話ができるだけ達成できるようにというような話での努力の中でございますので、御理解いただきたいと思います。

（田中覚議員）

知事のお好きな言葉に「朝令暮改」ですか、まあ、いいやないかと、少々、最初間違っただでちゃんと直していけばいいやないかという話。例えば有価で買っていたのだかったら、有価で買っていたところをまず探すべきじゃないか。次に、やっぱり処理代が要るんやということであれば、処理代は、富士電さんに委託してあるんだからということじゃなくて、どんどん入札かけて、より安く処理をしてもらうところを求めるべきじゃないか。三つ目に、全く循環型社会の構築なんていうのは頭がない。

何せ自分の手元からごみがなくなったらいいというのは、化石のような発想だと私は思う。環境部長、ああいう答弁をしているのをどう思う。環境部長をお願いします。

（長谷川寛環境部長）

R D F 発電の焼却灰につきましては、大変私ども環境部も関係しておるわけでございますが、計画が地元調整の結果うまくいかなかった、いってないということの中で、緊急避難的に企業庁が考えられて処理されているということでございますので、私どもといたしましては、ぜひ御理解願いたいと思います。

（田中覚議員）

さっき私、褒めてんで。循環型社会もよう頑張ってもうてるというて。片方では全然あかんのや。積極的に知恵を絞るという努力をしたの、環境部長。ちゃんと指導したの。企業庁長は環境部長にちゃんと相談したの。一体どうなっておるの、これ。ただ三重県から持ち出せばいい。

ただ埋め立てればいい。そういう発想で三重県の環境先進県、語れんではないかと、このように思いますが、もう一度環境部長、どうぞ。緊急避難的になんて言ったらあかんのと違う。シミュレーションしたの。努力してくれた。

（長谷川寛環境部長）

今後、環境部と企業庁と連携して、きちっとやってまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

（田中覚議員）

今のお答えを尊重したいと思います。

企業庁長、今の環境部長のお話を伺っていただいてどのように、御所見があれば。

（濱田智生企業庁長）

暫定的な処理ということでございまして、一日も早く資源循環になじむような形の努力をしたいということでございます。

（田中覚議員）

今、最後のお話を聞いて、知事にお話を聞いていただいたように、まだまだ県庁の職員さんの意識を変えたと知事はおっしゃるけれども、困難に立ち向かったときに自分の身を守ろうとしてしまう。その都度その都度、最良の方法を決めていかない、こういうふうなことに移ったのだらうと思います。したがって、知事にはおやめいただいても、一層御意見番として県政に御参画いただきますよう心からお願いを申し上げ、終わらせていただきます。ありがとうございました。

三重県議会におけるRDF関連の発言（稼働段階）

<平成 15 年度：事故関連>

○平成 15 年第 2 回 8 月臨時会（平成 15 年 8 月 25 日）

（野呂昭彦知事）

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、議員の皆様方の招集請求によります臨時会開催のため、御参集をお願いしましたところ、お集まりをいただきましてありがとうございます。

このたびの三重ごみ固形燃料発電所のRDF貯蔵槽の爆発事故に関しまして、消火活動に当たってこられた方々の尊い人命を失う事故の発生について深くおわびを申し上げます。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、御家族への哀悼の意を表します。また、けがをされた方々の一日も早い回復を念願しております。さらに、施設周辺住民の方々にも多大な御迷惑をおかけし、県民の皆様には不安を与えましたことにつきましても、大変遺憾に思っております。

今回のこのような事故の発生については断腸の思いであり、当該施設により発電事業を行っている地方公営企業の設置者として大きな責任を感じております。現在、貯蔵槽の完全消火に緊急に取り組むとともに、ごみ固形燃料発電所事故調査委員会の設置、水質、土壌、大気の調査、健康相談所の開設などの対応を行うほか、今後、市町村のごみ処理、汚水対策など、あらゆる対策を講じていく所存ですので、議員の皆様方におかれましても、格別の御理解、そして御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○平成 15 年第 3 回定例会（代表質問：平成 15 年 9 月 24 日）

（萩野虔一議員）

まず、冒頭に、先のRDFの爆発事故によりまして犠牲になられましたお二人の方から哀悼の意を表させていただきます。また、御家族の皆さんには衷心よりお悔やみを申し上げます。そして、けがをされた皆さん、一日も早い回復を心から御祈念申し上げますと思います。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきますけれども、今回、私は基本的なものに少しこだわって、念頭に置いて発言をさせていただきたいと思います。

まず、今のRDFの貯蔵タンクの事故についてお伺いをいたします。

このことにつきましては、県も調査委員会を設けて調査していますし、議会も特別委員会で原因の究明やら再発防止について議論をしているところでございますし、警察本部も捜査をしている途上でございますので、基本的なものについて事故後の初の議会でございますので、知事の認識をお伺いしておきたいというふうに思います。

RDFは、夢のリサイクルとも呼ばれ、RDF施設、それが稼働後わずか8カ月、最先端の施設で起きた2人の犠牲者を出すという、まさに深刻な爆発事故でございました。野呂知事をして「県政史上の一大汚点として記録されるもの」との言は、まさに宜なるかなと思います。

「RDFって何だ」というふうなことをよく県民の皆さんから聞かれます。今日はちょっとRDFそのものを借りてきました。（実物を示す）これは、南牟婁郡御浜町のクリーンセンターでつくっているものなんですけれども、こういうものなんです。チョークより少し短いといいますが、これ、固いんですけれども、これがごみからつくられた固形燃料です。長さが違うんだそうでございますけれども、これは3センチぐらいで直径が1センチぐらい、こういうものが貯蔵槽にたまっていて爆発事故を起こした。これ、固形燃料、こういうものなんです。ここに置いていても爆発は起こりません。

この件につきましては、今から7年前、1996年（平成8年）に、今日もお見えてすけれども、藤田正美議員が当時の北川知事に質問されています。

お許しをいただきましたので、少し紹介をさせていただきます。このようなことを藤田さんは言っております。「RDFというのは、この計画推進に当たった人たちを除いて全く未知のもので、この未知のものが地域に受け入れられるためには、幾らそのハードがよくても、それを使いこなすソフト面と同じくらい重要な事柄です」、こう述べております。さらに続けて、「ここに至るまでも順調とは言えなかったということも皆様御承知のとおりですし、今後も順調に進んでいくという保証は又ありません」と質問をされています。

まさに今日を予測していたような炯眼であったと私は思います。

これに対して、当時の北川知事はこのように答弁されています。「RDF化の推進は、資源循環型社会を構築するための一環として非常に有効であること、環境保全上格段に有利であること、そして、技術上の問題は解決されていることなどを挙げて、市町村と一体となって推進を図っていきたい」と答弁し、全国に先駆けて環境先進県を目指すと表明されています。北川県政の目玉の一つでありました。

しかし、前知事がおっしゃるように、技術上の問題は解決されているにもかかわらず、事故は起きました。仮に技術上の問題でないとするならば原因は何ですか。

昨年12月に始まったダイオキシンの規制対策が急がれたこともあり、県営では全国初の施設ということもあり、安全対策や安全への意識が欠如したままで稼働させてしまったことが今日の惨状を招いてしまったのではないかと思います。当時、よく、失敗する自由なんていう言葉がありましたけど、そんなことは決して言えません。野呂知事の言う「試運転のまま稼働していた」との通り、認識の甘さが招いた惨事と言わざるを得ません。

確かに、最先端の施設であるがゆえに法の整備もなく、必要な国の基準や規制も薄い状態でした。今、国もこの事故の重大さに鑑み、年内を目途に保管方法も含めた基準づくりを急ぐ考えのようございますが、そんな状態だからこそ、なおさら万全な安全対策と慎重な運営が望まれたのではなかったでしょうか。

知事は、この事故につながるか、あるいは、安全に運転できるかというターニングポイントはいつだったとお思いですか。

福岡など他の県の施設では、消火設備だけでなく、様々な安全への方策を当初から講じていると聞きますし、RDFを石炭と同じ扱いをしているところもあると聞いています。昨年12月に最初の事故が発生したとき、徹底した検証がなされていたら今回の事故にはつながらなかったのではなかったか。

そのときのトラブルの状況や変化に対応し切れないまま再稼働させたことが大事故につながったのではないかという思いを私は捨て切れません。

そこでお尋ねいたします。

日本のRDFに深刻な打撃を与えたこと、警察の捜査を受けて刑事事件に発展する、ということも含めて、今回の事故の原因と責任、そして危機管理について知事は今どのように認識をされているのか、お答えください。また、情報先進県を標榜する県として、今回、一連の経過の中で、県民や議会への情報公開が住民への説明会も含めて不十分であったと多くの方が指摘をしています。そして、そのことが不安感や不信感を増幅させています。情報公開や提供は十分であったのか、そのあり方も含めて知事の認識を問いたいと思います。

私は、環境に配慮し、資源循環型社会を目指していく方向は間違いのない理念だと思いますが、この事故では尊い人命が犠牲になっていることであり、事は重大であります。しかし、一方で、県内7カ所のRDF製造事業所と26市町村に深刻な打撃を与えています。このままの状態が長く続くなれば、ごみは行く場を失ってしまいますし、財政負担もまた深刻です。市町村のRDF運営協議会は、安全と点検を確認の上、県民の理解を得ながら早い再稼働を望んでいます。この声に対して、今後の対応と見通しについて、財政負担のあり方も含めてお答えをいただきたいと思います。

また、一般廃棄物行政は、本来市町村であります。循環型社会を市町村と協働で考えていくとして、RDFは県として一歩踏み出した、このことの意義については、もとに戻りますけれども、一度確認をさせていただきたいと思います。

最後に、この事故は危機管理の重要性を最も深刻な形で教えてくれました。

そして、それは県の組織のあり方や体制そのものの議論を呼んでいます。マネージャー制の導入など、組織のフラット化によって責任の所在があいまいになっていなかったのでしょうか。フラット化はそれ相応の意義はあるとしても、そのことが危機管理を危うくしたことに繋がっていているという議論に知事の考えを伺っておきたいと思います。

以上、第1回目、ここで答弁をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(野呂昭彦知事)

RDF一連の事故につきましての御質問でございますけれども、まず、冒頭、私の方からも、犠牲になられました消防職員の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆さんにお悔やみを申し上げる次第でございます。このような事故に至りましたことを大変遺憾に思い、御迷惑をおかけしました皆さんにおわびを申し上げたいと思います。

さて、今回の事故に関しまして、県議会におきましてはRDF貯蔵槽事故調査特別委員会を設置していただいております。そこにおきまして事故の原因究明だとか再発防止等についても御調査をいただいておりますところでございますが、県の方におきましてもごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会を持ちまして、ここで検討いただいておりますところでございます。

なぜこの事故が起きたのかと、こういうことでございますけれども、この委員会の方で9月16日にいただきました中間報告によりますと、RDFの貯蔵槽からの発熱要因につきましては、発酵による発熱によるところという一定の、これは推察でございますけれども、爆発に至る原因の究明につきましては、まだ完全に特定するまでには至っておらず、今後の課題とされておりますところでございます。

今回のこの事故につきまして、過去の北川県政当時のことも振り返って御質問をいただいておりますところでございますけれども、この中間報告におきましても、貯蔵槽の管理方法につきまして他県と比較したときに、他県の方がよりリスクマネジメントに配慮した取り扱いを行っているということでございまして、こうしたことから事故の発生を未然に防ぐことができなかったということで、大変、当該施設の設置者という立場で遺憾に思っておりますところでございます。

ターニングポイントはいつごろだったのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、今、捜査機関も含めまして調査をしていただいておりますので、こういった中で事故が解明されていくことにより、そういったことも同時に解明されていくのではないかと、このように考えておりますところでございます。私としては、一日も早く県民の皆様の信頼を回復できますように最善の努力をいたしていきたい、このように考えておりますところでございます。

それで、危機管理体制についてのことをお尋ねでございますけれども、今回の事故を教訓に、9月2日に地域振興部防災監を座長といたしまして、職員20名から成ります危機管理体制検討会を設置いたしたところでございます。

フラット化といったことにも大きく関係があるのかというようなことを御指摘でございますけれども、この検討会の作業の中で、危機が発生したその背後にどういった問題があったのか、そういう中には組織の体質だとか、あるいは仕組み、御指摘ありましたフラット化というようなことも含めて、これまでの全庁的な危機管理体制についての問題点を洗い出さなければならない、こう思っておりまして、そういう中で危機管理の体制をきっちと整備していく、そして、危機の発生を未然に防止する対策とか、あるいは、発生時に迅速に的確に対応できる体制の整備、こういったものをしてまいらなければならない、こうい

うふうに思っておりまして、これは検討いたします中でできるものから早急に実施をしてまいりたい、そして、トータルマネジメントのシステムについての検討も行っておりまして、それに先行して危機管理体制の検討会を設置いたしておりますので、マネジメントの方とも十分に連携をとりながら対応してまいりたい、このように考えておるところでございます。

それから、財政負担につきまして、これは市町村のごみ処理に係る財政負担というのがかなりあるということでございます。ＲＤＦの処理ができなくなったことによりまして、ＲＤＦ化しております 26 市町村におきまして多量に発生するごみの処理問題が本当に大きな問題でございます。県といたしましては、市町村ごみ処理対策本部を設置いたしまして、市町村あるいは関係機関と協力をいたしましてごみ処理体制を整えて、当面、受け入れ先というものについては確保しておるところでございます。

しかしながら、このごみ処理の受け入れ先でかかります費用というものは、ＲＤＦの処理にかかる費用を大きく超えておるわけでございまして、市町村において財政的な負担を抱えておるその状況から、これは大変厳しい状況だと認識いたしております。この費用を最終的にどかが負担するかという問題でありますけれども、これにつきましては、事故原因が究明されまして、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると、このように考えておりますけれども、私どもとしては、県議会やあるいは市町村の皆様の御理解が得られるよう、調整につきましては責任を持って県がいたしてまいらなければならない、このように考えておるところでございます。

それから、事故の安全性とか、いろんな今後の対策について十分取る中で、ＲＤＦ焼却発電施設の早期稼働を考えていかなければならないという御指摘でございますけれども、私としましては、このごみ固形燃料発電所の運転につきましては、調査委員会等におきますところの調査によりまして原因がしっかり究明され、施設の安全性が確認されるまでの間は再開しないと、こういうことを申し上げてきたところでございます。

9 月 16 日に出されました事故調査専門委員会からの中間報告におきましては、同委員会から県に対しまして次のような点について対応を求められております。

その一つは、全国のＲＤＦ関係者が技術や事故情報などにつきまして機敏に交換できる情報共有手法を検討するとか、それから、地域に対します安全対策等について検討することということが一つでございます。

それから、二つ目は、今回の事故がＲＤＦ貯蔵槽からの発熱・発火に伴うものであり、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるが、この際、これらの施設についても、関係機関との協議とか、専門家によります十分な点検を行って一連の装置の安全性と安定性を確保することと指摘されておるところでございます。

これらの指摘につきましては、私が、運転を再開するかどうかという判断を、それにつきましては必要不可欠なものであると、こういうふうに今考えておるところでございます。

次に、こういった中、これからのごみ政策そのものについてどういうふう考えていく

かということでございますけれども、三重県におきますごみ政策につきましては、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済のシステムがもたらしました自然環境の破壊等、今日的な環境問題に対する反省のもとで、最適生産、最適消費、それから廃棄ゼロ、こういったことを基本とした持続可能な資源循環型社会の構築を目指して、ごみの発生抑制とか、あるいは再使用、再生利用の取り組みを促進しようとしてきたところでございます。

ごみの減量化が進まない現状におきましては、ごみをどう処理していくかということ、これは極めて重要な課題でございまして、ごみの効率的かつ安全で安心な廃棄物の広域処理システムの構築にこれまでも対処してきたところでございます。

しかしながら、私も北川県政の三重のくにづくり宣言等を見てまいりまして、こういう基本的な考え方・理念はあるのでありますけれども、これまでの施策としては、やはり、ごみを出さないとか、ごみをなくすための施策の展開よりも、出たごみをどう処理するのかと、こういうことに力点が置かれて展開されてきたと、こういうふうに考えておるところでございまして、今後は、ごみをどう処理するかということと同時に、まずはごみを出さない、ごみを無くすんだというための施策の展開がより大切なものになっていくと考えておるところでございます。

このために、今後は、ごみの再資源化などをより一層推進するとともに、ごみゼロ社会の実現に向けてごみの排出量そのものを削減していく取り組みの具体策が求められておると、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただ、この問題につきましては、一朝一夕に実現するものではなく、大変難しい面があると思っております。すなわち、県民あるいは企業、行政、地域のあらゆる主体の皆様にごみ無くそうとする熱意とか、取り組みにおけますところの相互の協力であるとか、あるいは、我慢強くそれを続けていくという、そういった取り組みが必要でございまして、そのことによって初めて実現できるのではないかなと思っています。

したがって、ごみをゼロに持っていけるような、そういう社会の構築に向けては、短期・中期・長期的な視点からじっくりと取り組んでいく必要があると、こう考えております。

私としましては、是非、今後目指すべき目標につきまして、できる限り早い時期にお示しできるようにしていきたいな、御相談申し上げていきたいと思ひますし、当面の具体的な施策につきましては、今後、市町村とも十分に連携を図りながら検討を行ってまいりたいと思ひます。

平成 16 年には、やはり新しいごみゼロ社会へ向けての取り組みにチャレンジできるようにしてまいりたいなど、こう考えておるところでございます。

残りの部分につきましては、関係部長等から答えさせていただきます。

(萩野虔一議員)

確かに、今は原因究明をしていく、そのことによって県民の皆さんの信頼感を回復して

いくということが第一義でありますけれども、やっぱりここはピンチをチャンスに変えていくといいますか、今、ごみゼロ化とおっしゃいましたけれども、そういう施策を新しく打ち出していくことが県民の皆さんに対する県政への信頼を回復していくことにつながってくると思いますので、是非、そのような夢のあるごみ施策というのを、今すぐ出せなくても、そういうものを出していったピンチをチャンスに変えていくべきだろうというふうなことを思います。

時間がないので、あと、様々な課題があるわけですよ。廃棄物処理法に違反しているんじゃないかという議論もございまして、様々な議論については特別委員会の審議に委ねたいと思ひまして、今日は基本的なことをまずお伺いしておきました。今後も議論をしたいと思ひます。

最後に、県警本部長、事故の捜査をされましたけれども、その進捗状況についてお答えをいただきたいと思ひます。

今捜査中のことでありますから答えられない部分があると思ひますけれども、答えられる範囲でいいですから進捗状況についてお答えください。

(飯島久司警察本部長)

それでは、RDF貯蔵事故に関します現在の捜査状況についてお答えいたします。

御質問の2件の爆発事故につきましては、いずれも業務上過失致死・致傷容疑事件いたしまして、桑名警察署に警察署長を本部長とする約70名の体制で捜査本部を設置し、現在、現場の実況見分ですとか、県企業庁、富士電機株式会社及び桑名市消防本部などの関係者からの事情聴取を行うとともに、関係箇所の捜索で押収しました関係書類を分析するなど、鋭意捜査を行っているところでございます。

今後さらに、専門家の鑑定によります爆発原因を特定するとともに、本事故に至った背景を解明するなど、事故の全容解明に向けた所要の捜査を実施する予定であります。その結果、刑罰法令に抵触する行為が認められますれば、厳正にその責任を追及していく所存でございます。

ただ、これ以上の詳細につきましては、今後の捜査に支障も及びますので、こちらで答弁を控えさせていただきますと思ひます。

(溝口昭三議員)

代表質問に先立ちまして、私の方からも、RDFの爆発事故によりまして殉職された方に哀悼の意を捧げますとともに、また、御遺族の方には衷心よりお悔やみ申し上げ、また、けがされた方たちには一日も早い御回復をお祈り申し上げたい、このように思ひます。

それでは、私、通告に従ひまして、まず第一に知事の政治姿勢につきまして、1つには危機管理体制、第2は「県民しあわせプラン」、第3は財政問題、この3点に絞ってお聞

きしたいと、こう思ひます。

まず第1に、危機管理体制についてであります、国では小泉首相の構造改革が進められまして、我々地方も今大きな変革を求められております。我が三重県政におきましても、北川前知事のもとで県政改革が他県に先駆けて進められてきたのは御承知のとおりであります。

その北川改革を継承する野呂新知事が誕生しまして、早や5カ月の月日がたつのであります。知事は、8月の下旬に9日間の休暇計画を立てられまして、この9月の議会に向けて充電される予定であったと思ひるのであります。ところが、その矢先にRDF爆発事故という前知事の負の遺産を継承されるとは予想すらできなかったのであります。

RDFのこの事故につきましては、もう既に県議会で特別委員会が設置されまして、原因究明や対策等につきましては熱心に議論されているさなかでございまして、詳細な質問は割愛させていただきますけれども、このRDFの発電所は、前知事が技術的な問題は解決、環境保全上有利ということで胸を張った自慢の施設であります。

しかし、その結果、RDFの製造基準や、あるいは安全管理対策などを企業庁は委託業者に丸投げし、運営体制の甘さが暴露されたのであります。

知事は責任を感じると言い、企業庁は責任を回避する姿勢でございまして、これでは県全体の危機管理体制はどうなっておるのか、県民は疑問を覚えざるを得ないのであります。

この機会に東海・東南海などの大規模な災害や、あるいはSARSに示される新しい感染症、さらにはまた、これまでになく大規模な事件や事故等の大災害、災害など、新たな危機の発生が予想されるわけでありまして、備えあれば憂いなしという観点から全庁的な危機管理体制をやはり強化すべきだと、このように思ひるのであります。

そこで、私は知事にお聞きしたい第1点は、このたびのRDFの爆発事故を教訓にされまして、全庁的に現在の危機管理体制を見直し、強化すべきだと思いますけれども、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいのであります。

(野呂昭彦知事)

今回のRDF貯蔵槽爆発事故を教訓として、今後の危機管理体制についてどのように考え、見直していくのかということでございまして、一応、北川県政のときから、県民の安全・安心を確保するために危機の発生時だけでなく未然に防止するというようなことから、去年の春からリスクマネジメント会議等も開かれて取り組んできておると、このようにございまして。

しかしながら、今回、RDFのあいつた爆発事故が起こったわけでありまして、そういう意味では改めて全庁的な危機管理体制の見直しを行っていくことが必要であると、こう思ひております。

9月2日に地域振興部の防災監を座長といたしまして、職員20名で構成いたします危機管理体制の検討会を設置しておるところでございまして。この中で全庁的な危機管理体制の

問題点の検証を行うとともに、未然に防止する対策であるとか、あるいは、発生したときに迅速かつ的確に対応できるような検討を行っておるところでございます。

（杉之内昭二議員）

午前中に引き続きまして、私は、無所属、M I E を代表いたします杉之内昭二でございます。ひとつよろしく願いいたします。

まず質問に先立ちまして、先月 19 日に起きました三重ごみ固形燃料発電所の R D F 貯蔵槽の爆発事故に対して、殉職されました桑名消防本部の消防士 2 名の方にまず哀悼の意を捧げますとともに、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げたいと思います。また、14 日並びに 19 日の事故でけがをされた皆様の 1 日も早い御回復をお祈りをいたします。当局に對しましては、周辺地域住民の皆さんに 1 日も早く安心していただけるよう万全の対策をとることを強く要望申し上げます。

また、先月は、8 日から 9 日にかけて、台風 10 号の襲来によって県内に様々な被害もたらされたところであります。お亡くなりになった、また、被災者の方々に心からお悔やみを申し上げたいと存じます。

午前中にも、お二方の代表者による質問の中でも触れられておりますが、私たちが会派としても、これはきちっと知事の認識を問いただしていく必要があるだろう、こういうことで、若干重複するところもありますが、お許しをいただきまして、御答弁を求めていきたいと思ひます。

そのまず一つは、先月 14 日及び 19 日に起きました三重ごみ固形燃料発電所の R D F 貯蔵庫で起きました爆発などの事故に関しての質問に入ります。

事故直後の現在は、どうしても施設の安全対策そのものに目が向いておるわけですが、中・長期的には、県の一般廃棄物処理政策に対して、今回は深刻な課題を突きつけているのが、私は今回のこの事故だと思ひところであります。R D F は県が何年もかけて取り組んできましたし、公益的なごみ処理システムでもあるわけでありす。

一つには、個々の市町村では対応の難しいダイオキシン対策を公益的に解決するための取り組みでもあったわけでありす。そのためには、発電所は昨年の 12 月までに稼働させる必要があり、時間的な制約があったこともひょっとしたらその遠因の一つになっているのではないか、こう、実は、私もふと思つたところであります。

しかしながら、ごみの固形燃料化はより積極的な意味合いもあったはずでもあります。

基本的には、ごみはまず減らすことが大事であります。できるだけごみにしない。リユースやリサイクルを心がけることも大事ですが、最終的に出てしまったごみの処理についても、単に燃やしてしまうのではなく、発電に利用してエネルギー的なリサイクルをしよう、また、そう思つたところでもあります、ごみの固形燃料化だと、それがその当時の考え方であつたと思ひます。これを安定的に、体系的に行うためには公益的に取り

組む必要があり、本来は市町村の仕事とされている一般廃棄物処理の一端であるはずの三重ごみ固形燃料発電所の運営に県が乗り出したのではなかったのでしょうか。

21 世紀の環境型社会を築く上で、要となる施設として積極的に取り組んできたのも、その発電所で起こつた今回の事故は、その県の廃棄物政策そのものに今回は様々な課題を投げかけているのではないかな、こんなふうに通うところでありす。

そういったことを踏まえて、以下、幾つか知事にご質問させていただきます。

まずその一つは、19 日の爆発事故発生後、ごみ固形燃料発電所の発電は停止をしました。そのために県の政策に同調して R D F 化に踏み切つた市町村では、早速そのごみ処理に滞りが出ておるところでもあります。市町村の処理が滞るということは、直接県民の生活に様々な影響を与えることになります。

県では、県外の処理施設での処理も視野に入れながら、円滑な処理を図ることとして様々な現場では努力をしているところではありますが、それにしても、市町村の処理にはいろいろな意味での影響が出ていることは御案内のとおりであります。R D F 化施設では、処理の目途が立たずに貯蔵されたままになっている R D F もあり、これらを安全に保管しなければならないという問題もあります。

また、一部の市町村では、隣接市町村に処理してもらっていると聞き及んでおりますが、市町村にとっては、膨大な、これまた処理費も必要となつて、今後、大変な、私は問題を残すことになるのではないかと思ひところでもあります。

知事は、今後、事故原因が究明されて、施設の安全性が完全に確認されるまでは運転を休止するとおっしゃっております。となりますと、場合によっては、相当長期にわたる可能性があるのではないのでしょうか。最悪の事態としては、安全性が確認できないため、運転再開の目途が立たないといった自体もあり得ないわけではありせん。

県としては、仮に、休止が何カ月にも及んだ場合にも市町村のごみ処理に大きな影響を与えないようにと、そこまでも視野に入れながら対策を考える必要があると思ひます。

当面の受け入れについては、それなりに対策がとられておるようでありすが、例えば、県外での受け入れや、大量のごみの搬送とか、そのためのごみ処理コストの増加だとか、こういうことは、長期にわたつて続けることは大変難しいと考えるところであります。現在、R D F 化の市町村にどのような影響が出ているのでしょうか、これがまず 1 点お聞きしたいと思ひます。

その 2 点としては、ごみ固形燃料化発電所の休止が長期にわたつた場合に、市町村のごみ処理を滞らせないための対策が可能なのか、現時点でどのような方策を視野に入れていらっしゃるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

次に、R D F 化を軸に公益的なごみ処理対策を進めてきました県の政策に変更がないのかどうか、端的にお伺ひいたします。

今回の事故は、ひょっとしたら R D F 化そのものに無理があつたのではないかと、R D F を選択した政策そのものが間違つていたのではないかと、そのような懸念を与えているこ

とは、現実、現在においては、私は事実だと思います。未成熟な技術をベースにした政策で、民間会社のノウハウに頼って運営をされ、県としては、安全に対して明確な責任を持っていないままに進められてきた政策だということが今回の事故で露呈をしてしまったわけでございます。ＲＤＦ化政策そのものを事故後の現在、どのように評価をしていらっしゃるのか。今後、変更がないのかどうか、この点もお聞きをしておきたいと思います。

さらに、この事故の発生は、生活者起点を標榜して進めてきました県行政の体質改善が意外にも不徹底だったことを露呈したという面もあるのではないかと思います。つまり、何事も生活者である県民が判断の基準だというのが三重県の掲げる生活者起点の県政だと思っております。

ところが、今回の事故に至る経過を見てみますと、昨年の 12 月に運転を開始して以来、何回か小さな事故を起こしています。ＲＤＦの発熱もわかっていたはずであります。特に、2 月ごろまでにつくられたＲＤＦは、固さが足りなくて発熱しやすい、こういったことも明らかになっております。

本当に生活者起点の県政であるならば、周辺の住民の安全や、県民に、また生活者にとって重大な影響の出る予兆かもしれないと、この時点で考えなければならなかったのではないのでしょうか。それを漫然と委託先の管理に任せたまま、県当局としては、安全性のチェックを怠ったわけであります。

県にノウハウがないとするならば、ノウハウのある委託先によく説明を求め、施設の安全を、また、安全な運営について、責任ある判断をしなければならなかったはずであります。

私は企業庁を責めるために言っておるわけではありませんが、たまたま今回は企業庁の管理する施設でこのような事故が起こったので、今、指摘をしたところでございます。県政に生活者起点でない体質が色濃く残っていることの、私は大きな心配をしております。知事は、県民が主役の県政とおっしゃっておりますので、言いかえをするならば、県の体質に、県民が主役の県政からほど遠いものが残っているのではないのでしょうか。

北川県政がスタートしたときも、旅費等の不適正な執行が明るみに出て、県行政に対する県民の信頼はまさに地に落ちた感がありました。私もそのときは県会議員としておったわけですが、そのことを通して、北川県政はそのピンチをチャンスに生かして改革が進められたところでもございます。

一方、今回の野呂知事におきましては、安全・安心を掲げてスタートをした県政を見舞ったのが県の施設の安全性の不備というこのたびの事故でありました。野呂知事にとっては、せっかくの県政のスタートの出鼻をくじかれたといった感じがおりるかと思います。しかし、私は、これを一つのばねとして県民から信頼される安全・安心の野呂県政になっていただきたいことを心から思っております。

こういったことを通して、私なりの考えを知事に、今、御質問いたしますが、以上のことから、今後のごみ処理について、そしてまた、公益的ごみ処理施策の変更について、行

政の体質改善について、まず第 1 点目、知事の明確な御答弁を求めて、第 1 弾の質問を終わります。よろしく願いいたします。

（野呂昭彦知事）

今回、三重ごみ固形燃料発電所のＲＤＦ貯蔵槽の爆発事故に関しましては、関係の皆さん、大変な犠牲を払ってしまいましたし、また、関係市町村の皆さんにもＲＤＦ処理につきまして大変御迷惑をおかけしておること、改めておわびを申し上げる次第でございます。ＲＤＦ処理につきまして、生ごみ等の受け入れ等に御協力をいただいております関係市町村の関係機関の皆さんにもお礼を申し上げておきたいと、こういうふうに思います。

8 月 19 日に事故が発生いたしまして、発電所の運転を停止をしたわけでございますけれども、ごみをＲＤＦ化しております市町村は 26 でございまして、日々発生をいたしておりますごみの処理につきまして、大変困難となっております、日常生活への多大な影響が予想されたところでございます。

そこで、事故翌日の 8 月 20 日に三重県市町村清掃協議会を開催をしていただきまして、緊急的なごみ処理に対しますところの受け入れ協力を協議をいたし、了解を得ておるところでございます。それから、近隣の愛知県あるいは岐阜県はもとより、関西方面の各県とか県外の市町村及び一部事務組合、民間事業者の皆さん等にも緊急的なごみ処理に対します受け入れ協力要請をいたしてきたところでございまして、その結果、多くの方々の御協力をいただきまして、当面の緊急避難的な措置としてのごみ処理体制は整えることができたのではないかと考えております。

その後、8 月 28 日には、環境部の方に市町村ごみ処理対策本部を設けました。そして、この本部と県民局の生活環境部、それから市町村、一部事務組合等の職員の皆さんとの連携のもとで、その後も鋭意取り組んでおるところでございます。現在の状況としては、一応緊急避難的には、その影響は最小限になってきておるのかなと、こういうふうに思っております。

さて、この貯蔵槽の爆発事故に関しまして、私としては、安全性が確認できるまでは再開しないということを申し上げてきたわけですが、発電所の休止が長期にわたるような状況になったとき、どのようにするのかということでございます。

ＲＤＦ化市町村のごみ処理につきまして、これは、新たに生ごみとしての処理、こういったことにお取り組みもいただいておりますけれども、同時に、ＲＤＦ化が並行して実施されるものもございます。そういう意味では、並行した両方の処理が当面円滑にできるように、これは県内外の市町村とか民間事業者の処理等もお願いして、多様な、安定した受け皿を確保していくと、こういうことが大事でございます。

そういった確保について対応すると同時に、市町村等におきましても、既存の焼却施設がございまして、こういったところでのＲＤＦの受け入れの可能性ということについても検討していくということにいたしております。

それから、本来的に、ごみ処理につきましては、そのごみの減量化に取り組むということが非常に大事でございます。そういう意味では、市町村との連携のもとでごみの減量化にも取り組んでいきたいと、こう思っておるところでございます。

そこで、杉之内議員の方からも、これまで進めてきたＲＤＦ化施策そのものについてもどう考えておるかということでございます。これまで三重県はダイオキシン対策とか、あるいは、資源循環型社会の構築を図るとともに、未利用のエネルギーの有効活用を促進する施策として、この三重県ＲＤＦ化構想を積極的に推進してきておるわけでございますけれども、今日、ＲＤＦ化構想に基づいて設置をされております三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽が爆発をいたしまして、7名の死傷者を出すという事故に至ったわけでございます。そういう意味では、ごみ処理の安全に対する信頼を失ったということにつきまして、大変残念なことでありますし、事故を未然に防げなかったことに対しまして、施設の設置者としては大変遺憾に思っておきまして申しわけなく感じておるところでございます。

この稼働停止に伴って、市町村のＲＤＦ化しておりますごみ処理につきましては、県内外の施設の協力のもとで、先程申し上げたような形で処理を進めておりますけれども、このような異常な状態につきましては、1日も早く解消をさせていかなければならないと、こう思っておるところでございます。

今後、事態の正常化を図っていくということと同時に、今後は、ＲＤＦ化構想を含めたごみ政策の根本的な見直しも含めて検討をしていかなければならない、このようにも考えております。

まずは、本来的に、やはりごみを出さない社会をどうつくっていくかということ。この面は、基本的には、これまでの考え方の中にも理念としては入っておりますが、これに対する具体的な取り組みには欠けておったのではないかと、こういうふうに思っておるところでございます。

そして、当面は、このＲＤＦ化構想の要となります発電所の諸施設の安全とか安定というものを確保してまいりまして、県民の信頼回復が得られるような取り組みをやってまいりたいと、こういうふうに思っておるところでございます。

そこで、こういった爆発事故に至ったことについての危機管理の面、あるいは、行政の体質改善等についてお尋ねでございます。県といたしましては、北川県政のときから、安全と安心を確保するため、危機の発生したときの対応だけでなく、未然防止等を含めた総合的なリスクマネジメントには取り組んできておるわけでございますけれども、結果的には、今回こういうふうな事故も発生をいたしておりますから、これを教訓にいたしまして、やはり全庁的に危機管理体制の見直しを行っていくということが必要であると、こういう認識を持っております。したがって、それに基づきまして、9月2日に危機管理体制検討会を設置をいたしましたところでございます。

午前中の御質問の中でもお答えしたんでありますけど、リスクマネジメント、危機管理というのは、通常の業務の取り組みと同時に、大体、常に形として設けられておるのであ

りますけれども、通常の業務との連携体制等が必ずしもうまく機能できていないということところがほとんど多いようにも思います。それだけに、不断の取り組み意識だとか、そういったものが余程しっかりしていないと対応できない場合があって、結果的には、発生してから慌てるというようなことがございます。

私としては、やはり大きな事故のもとに隠れておる小さな事故、あるいは、その小さな事故の裏にある「ヒヤリ・ハット」事例、こういったものをやっぱり見逃すことなく、それをうまく日常の業務に連携をさせていくということが大事なんだろうと思いますね。そういう意味で、ハインリッヒの法則等の考え方を日常の業務の中でどう生かしていくのか、こういうことが是非必要だと思っております。全庁的に危機管理体制を、問題点を検証すると同時に危機の発生を未然に防ぐ、起こったときには、また迅速かつ的確に対応できると、こういう体制について検討を行っていききたいと、こう思っておるところでございます。

私は知事就任以来ちょうど5カ月たってまいりました。当初から安全・安心を実感していただけるような県政を展開したいと、こう申し述べてまいりました。そういう矢先、県政に対します県民の信頼を損ねるような今回の事故が起こったことを極めて残念に思っておるところでございます。議員御指摘いただきましたように、県民が主役の県政、これを主とやってまいりますのには、正にこのことも一つの今後への大きな取り組みのさらに大きな仕事をいただいたと、こう思いまして、これを将来、これがチャンスになったと言えるような取り組みをひとつさせていただきたいと、こう思っておるところでございます。

○平成 15 年第 3 回定例会（一般質問：平成 15 年 9 月 26 日）

（山本勝議員）

二つ目に、ＲＤＦ発電所爆発事故についてでございます。

危機管理体制について、三重ごみ固形燃料発電所の爆発事故により、消火活動に当たられた桑名市消防本部の消防士2名の方が尊い命を亡くされ、作業に当たっておられた方がけがをされるという県政史上あってはならない事故が発生し、御遺族の方には心からお悔やみ申し上げますとともに、けがをされた方の一日も早い回復を願いたしております。既に24日から3名の方が質問されておりますが、私は、地元で発生した深刻な事故ととらえさせていただいて、地元の抱えている問題も含めて質問をさせていただきます。

さて、ＲＤＦ構想は、田川元知事時代に浮かび上がり、北川前知事が初当選をした1995年以降、多度町への建設が一気に進みました。そして、北川知事は、全国ＲＤＦ連絡協議会の会長として全国の旗振り役を務めることとなり、この事業も、資源循環型で環境への負荷も小さい、夢のごみ処理システムだと、県は声高らかに宣伝をされました。

桑名広域としても一度は断ったそうでございますが、最終的に導入に傾いたということでございますが、私も当時は市会議員をやっておりましたので、当時の構想についてはバ

ラ色の構想でございまして、県が説明する構想というのはバラ色の構想でございました。無料でごみを引き取る、温水プール等あの付近にいろいろな施設を設置するかのような、飛びつきたくなるような目玉事業をいっぱい並べられて、恐らくいい施設が周りにできるんだなという、こういう印象を受けたわけでございますが、しかし、現在は、現実には何もできておらない状況でございますし、今回の爆発事故に至ったということでございます。

地元の感情としては、県への理解という面では限界でございまして、とてもいろいろな諸問題について理解をしていただけるような状況ではございません。折しも、二、三日前に、福岡県の大牟田リサイクル発電所でも貯蔵槽内の発熱事故が24日に起きました。現在は発電をストップしておるようでございますが、そのような状況下の中で、それでは、私なりにひとつ事故の検証を深めるために事故を振り返ってみたいと思います。

昨年12月1日には発電所が稼働をいたしました。12月23日には、残念ながら貯蔵サイロ内でのRDF異常発熱の現象が起こっております。年が変わりまして、5回、6回、小さい事故が起きておりますが、今年の7月20日ごろからサイロ内でRDFの異常発熱が始まりました。7月27日ごろでは、恐らく180度以上タンク内の温度はあったでしょう。8月14日に、午前3時12分、第1回の爆発事故、作業員4人負傷、初の消防消火活動。18日には、消防がサイロ内上部を開放して直接注水。19日午後2時17分、2度目の爆発、消防士2名死亡、作業員1名負傷。21日5時5分、サイロから黒煙が出る、地域住民に自宅待機の要請がされた。22日に緊急消防援助隊の応援を要請された。上部からの直接注水開始。23日、450トンの水を放水。25日、サイロ内でのRDF取り出しをする。9月2日には県警が強制捜査。6日には、RDF搬出、産廃処理開始。このように至っております。安全安心の県づくりを掲げて誕生した野呂県政に、この爆発事故は重い課題を投げかけたのであります。

そこで、まず2、3点お伺いをいたしますが、8月5日は、私ども県土整備常任委員会がRDFの発熱の問題で現地の調査を行いました。そのときにタンクの発熱の話は一切出ませんでした。恐らく180度以上あったでしょう。知事は8月11日に視察しておりますが、そのときにタンク内の温度は恐らく180度以上あったと仄聞いたしますが、知事はタンクの発熱等の説明を受けたのかどうか。もしくは、タンクの状況を知っていたのかどうか、お伺いをいたします。

また、9月12日の多度町の議会では、19日の再爆発は防げた災害ではないのかとの質問がありましたが、私も、今回の問題は、ずっと爆発の予兆があったのに、何も対策を取らなかったことに原因があり、早期に対応しておれば防げた事故ではあると思いますが、企業庁長、この発言をどう思いますか、まずお伺いをいたします。

次に、契約に関する問題についてお伺いいたします。施設建設は、企業の技術提案を募集し、審査する公募型プロポーザル方式による随意契約で進められました。最初の応募は9社、その後3社に絞り、富士電機が受注しました。最終的には、富士電機が提案した外国でのフラフRDFによる高効率燃焼発電の実績と、28%の発電効率、これが大きく評価

されて採用されたようであります。しかし、フラフ燃焼炉の実績も国内ではありません。貯蔵槽に安全対策もなく、今回の大事故につながったわけでございます。

当時の選考委員会の審査内容について、学識経験者の元委員は、RDFを燃やす燃焼炉や熱エネルギーを電気に変える発電装置の議論が中心だった。貯蔵サイロは、審査項目からも外され、企業庁が作成した参考資料にも記載がなかったとしており、行政関係の元職員も、貯蔵サイロは話題にならなかったと話しています。学識経験者の元委員は、委員の中に燃焼工学や環境工学の専門家はいたが、RDF自体の専門家はいなかった。RDFが危険なものとの認識は薄かったと打ち明け、RDFの性質がよくわからなかっただけに、もっと時間をかけて慎重に審査すべきだったと発言をされております。事故後、富士電機のある常務は、我々はRDFの専門家ではない、公然と発言をされております。そんな企業が今回なぜ選ばれましたか。

知事にお伺いします。今回のプロポーザル方式でよかったと思いますか。それとも、悪かったのであれば、どの部分が悪かったのかお伺いをいたしたいと思います。

（野呂昭彦知事）

まず、私自身8月11日に現地を視察いたしております。御指摘のとおりであります。短い時間ではありましたが、RDFの現状等についていろいろ話を伺いましたが、残念ながら、その時点で当日のRDFの貯蔵槽の異常発熱等のことについては察知をいたしませんでした。それから、爆発につながるような認識を持つに至っていなかったところでございます。その3日後、8月14日になりまして、1回目の事故、そして19日にあの爆発事故というようなことでございまして、本当にそういう意味では結果的にああいう事故につながっていったことを極めて残念に思っております。

私は、14日の時点で4人の方がけがをされました。それで、やはりRDFについてはもう少しきちっと考えていくべきところがあるんじゃないか、そういうふうに思いました。とりあえず事故の原因究明、これをしっかりやらなきゃいかんし、そのためには、相当専門家の皆さんにお願いする必要があるのではないかと、こう考えまして、専門委員会を作ろうと、こういう決意に至りまして、翌15日にリスクマネジメント会議を開催いたしまして、その設置を決めたところでございました。

ところが、そのまた4日後の19日にああいう爆発に至りました。私としては、14日のこの事故を契機に、これをピンチをチャンスに変える一つの方向づけというものをとっていかんやいかんと、こう思っていましただけに、結果として、また19日のああいった事故にまで至りましたことを本当に痛恨の極みと考え、残念に思っておりますところであり、また、申し訳なく思っておりますところでございます。

それから、契約に関することについてでございますけれども、プロポーザル方式でよかったかどうかということでございますが、RDFの焼却発電施設整備事業につきましては、全国で初めての試みの事業でございます。そういう意味では、高度な専門技術、知識が必

要でございまして、一般的に公募型のプロポーザル方式というのは、そういう際の受注業者を選定するのに一つの有力な方法であるのではないかなと、こう思っています。当時の状況までは詳しく私の方ではわかりません。

しかし、今、悪かったとすればどういう部分が悪かったんだろうかというお尋ねでありますけれども、結果的にこういうことが起こりまして改めて考えるならば、初めての事業とか技術につきましては、安全が確立されていない内容もございますので、そういう意味では、安全性につきましてより十分な検討をしておくことが必要でなかったのかと、このように考えておるところでございます。

（濱田智生企業庁長）

まず、R D F貯蔵槽の爆発事故におきまして、消防職員2名の方が命を亡くされましたことは、痛恨の極みでございます。深い哀悼の意を表しますとともに、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみ申し上げ、また、負傷された方々に対し、一日も早い回復を念願しております。

なお、先程、無責任現場を作り上げた幹部がいまだに責任逃れに右往左往していると厳しい御批判をいただきました。私個人といたしましては、19日の事故が起こった時点で、辞任も含め、身の処し方については知事に委ねてございます。知事からは、当面の課題解決に全力で取り組むようにと、こう言われました。私自身も、事態を放り出す結果となり、無責任な行動となることは本意ではございません。現在の私にできることに全力を振り絞る決意でございます。何とぞ県議会の皆様のご指導とご協力を深くお願い申し上げます。

それと、今回の事故は、早期に対応していれば防げたのではないかと、こういう御質問でございます。7月27日にR D F貯蔵槽の異常発熱があり、これに対しまして、施設の運営管理を委託しております富士電機株式会社によりR D Fの冷却措置を行ったところ、R D Fの温度が低下し、煙も減少しておりました。このため、発熱は鎮静化すると考えておりましたが、結果として、8月14日の事故発生を防止するに至りませんでした。また、14日の事故以降、桑名市消防本部による消火活動も続けられており、8月18日には、R D F貯蔵槽上部から、直接貯蔵槽内部への注水作業がなされ、無事に消火作業を進めておると思っておりました。こうしたことから、爆発につながるような認識はありませんでした。このような事態の発生を厳しく受けとめまして、当面の課題一つ一つに全力で取り組んでまいります。

（山本勝議員）

再度お伺いいたしますが、知事、同じ質問ですけど、今企業庁長にお聞きしました19日の再爆発は防げた災害ではないかという、こういう質問について、知事のちょっとお考えをお伺いします。

（野呂昭彦知事）

私も、そういう意味では、先程契約のお話でもございましたが、プロポーザル方式についても、もう少し安全性を確認しておればよかったのではないかと、それから、事故の構造的なものとしては、その原因にあります爆発に至った事象というのは、そういう意味では、そのことをきちっと察知しておれば防げたのではないかと。ただ、爆発という事態は、なかなか現場にいる者、携わってきた者にとっても想定し得なかったような事態であったようでございますが、その点は極めて残念なことだと思っております。

（山本勝議員）

どうも御答弁ありがとうございます。今回の事件が起きて、野呂知事は、県政の一大汚点と捉えて、早速危機管理体制を確立するために委員会を設立されたということでは、ある面では対策をされた努力については評価をしたいと思いますが、特に2回目の爆発については、知事、そしてまた、企業庁長とも、爆発に至るまでの認識がなかったと、こういうことで御答弁をされておるわけでございますが、今回いろいろ振り返ってみますと、やはり恐らく、これで想定でいきますと、8月11日に知事がタンク内の発熱が恐らく180度以上あったということも、ある面では連絡を受けていなかったと、そういう具合に理解をさせていただいたわけでございますが、そういうことになりますと、この程度ぐらいは、知事もしくは私ども県議会にも、8月5日に発熱の問題で現地視察をしたわけですが、私たちは、鈴鹿の倉庫の中で、発熱その他についてどうなんやということでお話をしておったわけでございますが、まさかそのときにタンクの中で180度以上のR D Fの発熱があったということはみじんも想像ができなかったわけでございますが、やっぱりこれからいろいろ体制を、そしてまた危機管理体制を固めていく意味でも、やはり相互の連絡なり上下の連携というのは、やっぱり十分図っていくというのが、改めて今回の事故を教訓にして、危機管理体制のある面では欠如の部分のところが判明をしてきたわけございまして、今後ともこの危機管理体制については、十分ひとつ検証をして、よりよいものに確立をしていっていただきたい、このように思う次第でございます。

それから、契約につきましても、知事は、ある面ではベストだったというような発言でございますが、十分ひとつ今回のこの現象、事象を教訓にさせていただきまして、もうできてしまったことでございますので、配慮しながらひとつ県政運営をやっていただきたい、このように思います。

それでは、次に入らせていただきます。原因者負担についてお伺いしたいと思います。ごみの処理について、今回の爆発事故より、一般ごみをR D F化して当発電所に運んでいた桑名広域清掃事業組合を始めとする県内26市町村では、日量380トン程度を上回る生ごみ、それから、パレット状のR D F等の処理で大変な事態になっております。ごみの受け入れ先も、生ごみのままでも、プラスチック等で分別方法が違うため受け入れに敬遠されるところもあり、日々綱渡りの処理先を探す状況であります。

そのような状況下で、県ＲＤＦ運営協議会の7団体や町村会が、県と合意した3790円1トンを上回る処理費と運送費は、県の責任において対処すること等の要望書が出されております。代表質問の答弁等でも、知事は、事故原因が究明されて、個々の配分で対応したいと述べられておりますが、県の煮え切らない対応に、水谷桑名市長は、法的な措置はもとより、考えられる限りの手だてを講じる覚悟だと述べ、損害賠償請求の訴訟も辞さない姿勢で県に全額負担を求める考えを示しております。県の積極的な対応こそ、問題の解決につながり、何らかの責任は免れない状況下であり、知事、昔、ＲＤＦの施設を桑名に設置したい、この当時の気持ちの低姿勢のその姿勢を十分思い出しただきながら、この際、市町村に何らかの約束をする等の知事の所見をお伺いしたいと思います。行政は脈々と続いておりますから、知事が代わっても、それはその当時の行政の決めたことですからいいと思います。改めて知事にお伺いをいたします。

もう一つは、桑名広域清掃事業組合のＲＤＦ化施設、リサイクルプラザ、管理棟の爆発による損傷であります。

爆発の起きた貯蔵槽タンクの南側に、桑名広域のＲＤＦ製造施設があり、事故後1カ月も経つというのに、北側のガラスは100数十枚割れておりますし、外壁の壁は壊れたそのままです。爆発が起きたその当時の状況がそのまま1カ月放置され、無残な状況をさらけ出しております。知事、爆発の原因者として早急に修理されるお気持ちがあるのかないのか、お伺いをしたいと思います。

次に、ＲＤＦ再稼働に向けて、今後の推移に関連してお伺いをいたします。

ＲＤＦ事業は、資源リサイクル法の成立を受けて、循環型社会の実現の一翼を担うものとして、三重県が全国に先駆けて、地方が取り組む国家レベルの事業として脚光を浴びてきました。しかし、今回の事故で、県民にＲＤＦは危険なものとの意識を植えつけ、信頼を失ったことは、これまで協力していただいた地域住民の方々には大変迷惑をかけたこととなりました。このことは、我が県の環境行政の後退につながり、ごみ行政の根幹を揺るがす事態が生じると危惧をしているところであります。しかし、ごみは毎日出され、とどめておくことができません。17日に、ＲＤＦを製造する26市町村の代表が、早急に事故の究明と安全確保を図った上で、発電所の操業を再開してほしいとの要望も出されており、一日も早い事故原因の究明、再発防止、安全確保など、危機管理体制の確立が必要であります。前に進むも地獄、後ろに後退するのも地獄、また、三重県の対応が今後の日本のＲＤＦ事業を左右する事態にもなりかねない状況であります。

先の代表質問にもありましたが、私なりに事故を検証いたしますと、システム面では、製造、貯蔵、燃焼、発電の4工程のうち、製造、貯蔵に問題があったわけで、この部分での原因の検証は徹底して行われなければなりませんし、現在、事故調査委員会が究明に努力をいただいております。しかし、拙速は許されませんが、県の今の姿勢を中国の故事に例えますと、「あつものに懲りてなますを吹く」、危機の何たるかを理解しているとは思えないのであります。今現在も刻々とごみは出続けており、他の施設に多大な費用を

支払い続けております。知事は、安全が確保されるまで施設は休止すると発言をされているが、26市町村の要望をどの程度重く受け止められているのか、また、ＲＤＦ事業から撤退することもあり得るのかどうか。

また、このＲＤＦ事業、先進的なシステム構築を指導し、巨額の税金を投資し、巨大なＲＤＦを動かしている責任者は誰なのか。私は、三重県知事であり、企業庁長であり、現場の責任者だと思いますが、知事、どう思いますか。知事は、ＲＤＦを動かしている責任者は誰だと思いますか。あわせて、知事、三重県政得意の評価システムで、このＲＤＦ発電施設は何点ぐらいつけておられるのかお伺いをいたしたいと思います。

(野呂昭彦知事)

まず、ＲＤＦでの処理費の問題でございますけれども、ＲＤＦによります処理費を超える市町村の費用についてでございますけれども、これについては、県の責任において対応するという御要望をいただいていることもございまして、市町村としては財政的な負担を抱えている状況というのは、十分に私も認識をいたしておるところです。

一方で、その費用を最終的にどかが負担するかということでございますけれども、事故原因が究明され、役割分担が確定した時点で決定されるべきであると考えておりますけれども、県議会や市町村の皆さん方にもいろいろと御意見をいただいております。御理解を得られるよう、今後責任を持って調整をしてまいりたいと、こう考えておるところでございます。

それから、桑名広域清掃事業組合の施設でのガラス等が割れているような被害が出ておることについてでございますが、この桑名広域清掃事業組合のＲＤＦ化施設と、それから、管理棟は、爆風によりまして大きな被害を被っておるところでございまして、被害拡大防止の観点からも早急な復旧が望まれておるところでございます。

この問題について、その費用を最終的にどかが負担するかということにつきましては、事故原因が究明をされまして、責任分担が確定した時点で決定されるべきであると、このように考えておりますけれども、桑名広域清掃事業組合が今後行います復旧作業につきましては、県としてできるだけ協力をさせていただきたいと、こう考えておるところでございます。

それから、ＲＤＦ焼却発電施設の再稼働についてどう考えておるのか、撤退することはあるのかということでございますが、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会からの中間報告におきまして、今回の事故はＲＤＦ貯蔵槽からの発熱、発火に伴うもので、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるとされております。一方、この際、これらの施設につきまして、関係機関との協議や専門家によります十分な点検を行って、一連の装置の安全性と安定性を確保することが必要との指摘もいただいております。

私としましては、これまで施設の安全性が確認されるまでの間は再開しないということ

を表明しておりまして、この委員会の中間報告におきます指摘につきましても、施設の再開を判断する際に必要不可欠なものであると、このように考えておるところでございます。

RDF発電所を動かしている責任者は誰かということでございますけれども、三重ごみ固形燃料発電所を24時間体制で運転管理しておりますのは、業務を受託しております富士電機株式会社でございます。業務を委託しているのは地方公営企業体の方でございます、その管理者は企業庁長でございます。地方公営企業の設置者は県であり、その責任者は知事の私ということになるわけでございます。また、企業庁は、市町村からRDFの処理業務を受託する契約を締結しておりまして、これに基づきまして、市町村はRDFの品質に留意することになっておるところでございます。

県政得意の評価システムというのは、どの評価システムのことをおっしゃっておられるのかわかりませんが、この施設は何点かというようなお話でございますが、今回事故があった三重ごみ固形燃料発電施設の施設目的は、資源循環型社会の構築を図るため、未利用エネルギーの有効活用を促進するものでございまして、その構想自体は極めて評価もされるというふうに考えております。しかしながら、死傷者を出す事故を起こしまして、ごみ処理の安全に対する信頼を失ったということは大変残念なことであります。事故を未然に防げなかったことに対しまして厳しい評価をする中で、この施設の安全性について一日も早く県民の皆様からの信頼を回復するということが今後の評価につながっていくものと考えておるところでございます。

(山本勝議員)

どうもありがとうございました。

まず、ごみの処理費の問題でございますけれども、依然としてこの答弁はそのままでございますね、知事。そして、あわせて、再稼働についても24日の答弁がそのままでございますけれども、やはり、特に再稼働については、本日の新聞でも、海山町ではRDFをこれからも製造し続けていく、いわゆる製造していかなければ施設がないわけでございますから、そういうような方向も出ておりますので、知事、できれば、このごみ処理の問題、新聞なり、それから委員会等で出ておるそのことが全部報道されておりますので、できればひとつ関係市町村を集められて、一度このごみの処理費の問題とか、それから、再稼働に向けてについても、公式にひとつ一回説明をされたらどうですか。まず、これについて後でお伺いをしたいと思いますし、評価については、少し、どれをということで、私もしまったなと思っていますのやけど、とにかくなかなか具体的に数値が言えやんということでございますから、成績がよければ早速おっしゃれると思いますけれども、数値がなかったということでございますので、これは多分に不具合があったなという、こんな形を理解させていただきたいと思いますが、それと、桑名の関連施設でございますけれども、知事はそれなりにひとつ対応をしていくということでございますが、既に水面下では、これは話し合っておられます。9月にも、既にこの企業庁、それから県営繕課、それから桑名市

とかいろいろ話をされておりますが、9月の最近になってまいりますと、県の建築営繕課の方は少し離れられて、そして、県企業庁にお任せをしておるというような、こんな状況で進んでおるわけでございますけれども、なかなかやっぱり桑名の広域清掃としても、あのまを1カ月置いておくというのはなかなかいけませんから、ひとつ早急に積極的に対応するというのを、例えば桑名広域清掃では、もうこんなことをしておったら、一回念書も欲しいなという、こんなことを発言しておられる方もお見えになりますので、できればひとつ早急に、前向きに、これは原因者はやっぱり県でございますから、やっぱり早急にそれを対処してやっていただきたい、このように思いまして、ひとつ知事に再稼働とごみに向けての知事の一括して説明をしてほしいというものについてお伺いします。

(野呂昭彦知事)

ごみ処理、それから、再稼働につきましては、私も、もうここ、今日から2、3日の間ぐらいには鎮火という事態に至るのではないかなというふうに期待をしております。したがって、鎮火宣言もその時点で出ささせていただくということになりますと、いよいよ一つの事故が発生してから、非常に長くかかりましたけれども、鎮火までかかった、その一つの節目をまた越えさせていただくということになりまして、そうなりますと、もう後処理のことにいよいよ集中をさせていただくということになります。その上で大きな課題になりますのが御指摘のあったところでございまして、もちろん関係市町村と十分協議をさせていただきたいと、こう思っております。

かかる事故を起こしました、その全体の責任、いろんな、富士電機も含めまして、総じてどういうふうな形で責任があったのかというようなことをしっかりこれは皆さんにも厳しく言われておるそのことに応えながら、次のステップに向けて、県民の信頼を回復すべく私としてはしっかり取り組んでまいりたいと、こう思っておるところでございます。

それから、桑名清掃のいろいろと壊れた建物につきまして修復の関係でございますけれども、お話でございましたように、現実にはいろいろと御相談をさせていただいております。したがって、私どもとしても、お手伝いできるところはどこなのか、それから、いろいろこういう緊急の時でありますから、災害等の関連から、特別の起債やそういうことも活用した取り組みというものも桑名清掃としてもできるんだろうか、私どももしっかり勉強しまして、わかる情報はしっかりまたお知らせしていきたいと、こう思っております。最終的な費用負担とかそういうことにつきましては、先程申し上げましたような問題がありますので、したがって、今どういうふうな形をとらせていただくことが清掃組合にとりましていいのかという観点から、県の方も一生懸命考えさせていただいておるところでございます。

(山本勝議員)

どうも知事、ありがとうございました。少しほっとさせていただいておりますけど、あ

と、時間も少のうございますので、最後の質問をさせていただきます。

殉職者、負傷者への対応について、今回の爆発事故では尊い2名の犠牲者と5名の負傷者が出ました。遺族並びに関係者の気持ちはいかほどかと御推察を申し上げます。桑名市も早速いろいろな手だてを対応され、誠心誠意対応されていると聞き及んでおりますけれども、県も、今までなかなか対応的には少し不手際なところが見受けられたんじゃないかと思えますけれども、ひとつ今後は、誠心誠意いろいろな形で、対応できることについてはどんどん対応してやっていただきたい、このように要望をしておきたいと思います。

それから、市消防職員の中に心的外傷ストレス障害の方が6名おられるようでございますけれども、この辺のところのその後の経過はどうなっておるかということをちょっと御説明いただきたいのと、それから、あと、地元説明でございまして、桑名、それから多度、いろいろ説明をやっていただきましたが、大変不評でございました。できれば、鎮火宣言をされるというのでございまして、早い時期に再度、これからはやっぱり、先程最終的な責任というのは野呂知事であるということでお話をされましたように、責任ある野呂知事なり、濱田企業庁長が現地を訪れて、説明会等もやっぱり開いていただくのが筋ではないかと、このように思いますので、最後に一つ質問させていただいて、質問を終わらせていただきます。

（野呂昭彦知事）

まず、事故につきまして、総じて今私どもはその後の対策に全力を振り絞っておるところでございまして、まず第一に申し上げておかなければいけませんのは、私自らが先頭に立ちまして今後も指揮をとり、この事故の対処に当たっていききたいと、こういう覚悟、決意でございますので、どうぞ一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げたいと、こう思っております。

それから、亡くなられました方々には、私も断腸の思いであり、本当に申し訳ないことだと思っております。事故当日に遺族の方々に直接お会い申し上げましてお悔やみ申し上げてまいりましたし、また、県の施設で起こった事故でありますので、お詫びを申し上げます。その後、企業庁の職員も、機会あるたびに遺族の方々にはお会いをし、お悔やみ申し上げておるということでもありますし、それから、負傷された方々もございまして。お見舞いにも伺っておると、こういうことでございます。誠心誠意、今後、私どもも十分御説明を申し上げて対応をさせていただかなきゃいかんと、こういうふうに思っておるわけでございます。

（田中博議員）

今定例会、RDF貯蔵槽の爆発事故がございまして、代表質問の3名の議員の皆さん、そして午前中の山本議員と、RDFに触れられました。私も、事前に通告をいたしており

ますように、RDF貯蔵槽事故等に見るマネジメントシステムの問題点と対応についてということで、どうしてもこの事故でいろいろ感じましたことを、今までの議論の中でピンチをチャンスに変えてもらいたいという要望もありましたし、知事の方からもピンチをチャンスに変えるんだという、こういう意思の表明もされました。そういう意味では、チャンスに変えるためのいろんなデータといいますか、気をつけなければいけないこと、改善しなければいけないこと、そんなことが多々含まれておった、そう感じておるものですから、そのことに触れながら、今ちょうど「しあわせプラン」、そして、トータルマネジメントの検討、それから、財政の検討と、三つを当然のように絡めて検討しておるという時期でありますから、ちょうど三重県の仕事の進め方、トータルマネジメント、それぞれのマネジメントシステムがうまく絡み合う、そして、システムそのものがリスクを最小にしていく、そんなシステムに是非変わっていただきたい、そんな気持ちを持って質問をさせていただきますというふうに思います。

冒頭、今回の事故で被害に遭われた皆さん方にお見舞いを申し上げますとともに、この対策が一刻も早くなされるように、そんな期待を申し述べつつ質問に入りたいというふうに思います。

私も、実は、県土整備企業常任委員会の委員をさせていただいております。今詳しい議論は議会の特別委員会に委ねておるわけでありまして、そうした委員会の活動でマネジメントの欠陥について幾つか感じたところがございまして。少し経過を振り返りながらそのことを申し上げて、最初の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

7月20日に鈴鹿に一時保管をしておりますRDFで発煙の事故があった。消防にお願いをして冷やしたと、こういうことでありました。この情報を受けながら、8月5日に常任委員会でRDF発電設備の方を見学させていただき、そして、いろいろ質問もさせていただきました。午前中の質問でも触れられておりましたけれども、炎が出たとは言いませんけど、煙が出た。火のないところに煙は立たないと、こういうふうに言いますから、当然火事だろうというふうに受け止めをしたんですが、燃料であるRDF、ごみではありますけども燃料ですから、安全対策は大丈夫か、こういう議論をさせていただいたんですが、返答は、RDFは燃えませんが、こういうことでありまして、絶対に燃えませんと申し上げられた。私ども委員会は、燃料であるんでそういうことはないはずだと思いつつも、時間の制約もございまして、後々また議論をさせていただきたい、こんなふうなやりとりがございました。

8月14日に熱風事故、こういうふうに聞いておりますけれども、ございました。委員会としては、再度調査をさせていただこうということで、19日に現場も見させていただきましたし、そして、議論をさせていただいておりました。企業庁の方の説明では、これは個人的な見解というふうにおっしゃられておりましたけれども、一両日中に貯蔵槽の発熱、発煙は収まるだろうという、そういう発言がございまして、その後、質疑に入らせていただいたところで事故が発生してしまったというところであります。このときに、これも

触れられておりましたけれども、富士電の方も、発電機の専門家ではありますが、RDFについては専門家ではありませんということをはっきり申されましたし、企業庁の方もそのように申しておったように記憶をしております。

事故が起きて、これは大変ですから、すぐ対応しなきゃいかんわけですが、実は委員会はそこで中断をして、それで、それぞれ、帰る者あるいは現場にとどまる者、分かれたわけでありまして、どうも、見ておきますと、実際に災害が起こったときの責任者がどなたかもよくわからない状況でございました。状況がわかりませんから、そこに待機という指示も当然ございませんでしたし、避難という指示もございませんでしたし、人の点検、点呼ですね、もされなかったと、こんなことを体験いたしまして、私は感じたんですが、今から私の感じた問題点を申し上げたいんですが、それ以降も、それ以前もいろいろ新聞報道がございましたけれども、繰り返しになりますが、12月23日に一番最初の事故の前兆がございましたのに、先程言いましたように、RDFは燃えませんと発言をされて、実際に慎重な原因究明も対応もされなかった。これはマネジメントのあり方に問題があるんだろうと感じました。

2点目に、企業庁、富士電機とも、RDFの専門家ではないというふうに発言をされています。専門家でない組織にこの運用を、安全だという間違っただけの確信があったのかもしれませんが、今から見てみますと、そういう組織に任せたというマネジメントのあり方。

それから、先程言いましたように、8月19日、爆発時に事後対応がされなかったという災害発生時のマニュアルがないという状況のマネジメント。

4点目に、RDFの、これも出ていましたけれども、安全性について、7月20日の発言を聞いて、大丈夫かという話をしておったんですが、当日の貯蔵槽の異常については一言も触れなかった、そういうマネジメント。我々は8月5日も見学したんですが、広域のRDF製造施設は見させていただきました。これは時間の問題だというふうに思うんですが、時間がなかったということなんだろうと思いますが、貯蔵槽と発電所は、管理棟の窓から、あれがそうぞうという説明を受けただけでございました。

すべてマネジメントに絡めたわけですが、私は、三重県のマネジメントシステムに問題がある。今、経営品質活動ということで、PDSを回して、自らどんどん進化していく。これは、ISOを取得されていますからよく皆さん方も身につかれておると思うんですが、どんどんどんどんよくしていく。したがって、出てきたものには問題がないという、こういうことなんですけれども、これは全く機能していない、こういうふうに思い知らされました。

そういうことで知事にお尋ねをしていきたいんですが、まず、8月25日に知事は、当面の課題と対応、4点の項目を示されました。臨時議会の後に議員に説明をされました。それとあわせて、危機管理体制の抜本的な見直しにも言及をされました。今議会の開会日、9月17日に現状報告がなされました。いろいろ質問が今までありましたように、まだまだ課題はあるんですが、これは是非早急に対応していただきたいということが私の1点目の

質問なんですが、この辺の詳しい議論、専門的な議論、あるいは積み残した議論、そんなことは有識者による県が作られた専門委員会の皆さん方、あるいは議会の特別委員会にお任せをしたい。

それと、地元の皆さん方にも説明会をされておりますからいろんな意見も出ておると思いますが、是非徹底的に情報公開をしていただいて、そして、それぞれの委員会なり地元の皆さん方からいただいた提言や判断を、指摘も含めて謙虚に受けとめて、早急に対応していただきたいと、こう思っております。今まで触れられておりますから、知事的意思表明といいますが、強い意思を是非確認しておきたいというのが1点目でございます。

次にお聞きをしたいのは、RDFの諸課題について、前知事から申し送りがあったと、こういうふうに新聞報道で見ました。4点書かれておったと思うんですが、当然、新しい知事になられてそういう課題を申し送られたわけですから、対応をしてこられたというふうに思います。どのように対応をしてこられたのかということと、あわせて、現実こうして事故が発生をしてしまったわけですから、今になって反省すべき点が多々あるのかというふうに思います。そのことについてもあわせてお尋ねをしておきたい。どう対応されていくのかもお聞きをしたいと思います。

それから、私が一番強く感じておるんですが、3点目に、全部門のマネジメントシステムをやっぱり見直していくべきだということを申し上げたいと思います。知事は、県民のしあわせ、安全安心、こういうものを県政の柱、背骨、最重要課題、こうして掲げられておるわけでありましてけれども、今回の事故の教訓をRDF対策のみで終わらせてしまっただけは、これは県民の皆さんの信頼が得られないんだろうというふうに思います。全庁的に見直す、もう既にこういうふうに知事は意思表示されておりますので、私と同じ考え方だろうというふうには思っておりますけれども、是非教訓を全庁で、全職員で共有して、全部門のマネジメントシステムを徹底的に見直すべき。ただ、つながりが悪いからトータルマネジメントでつながりをよくするだけではなくて、徹底的に見直すべきだというふうに考えておりますけれども、知事の所見をお伺いしたいと思います。

まず、ここまでについて御答弁をお願い申し上げます。

(野呂昭彦知事)

前知事から引き継ぎましたRDF発電事業に係ります課題といたしましては、発電所の操業に絡みまして、初期トラブルとか、あるいはRDFの異常発熱などがあったわけでございます。発電所の初期トラブルにつきましては、就任前の北川県政の当時、本年1月から4月にかけて、発電タービンの軸受けの一部損傷などにより数回の発電停止があったと聞いておるわけですが、その後、修理を行いまして、おおむね順調に稼働していると、こういう報告を受けておるところでございます。

それから、RDFの発熱防止対策といたしましては、崩れやすいRDFの発熱が発熱の原因であると、こういう見解から、RDFの性状改善について市町村と協働して取り組ん

でいくこと、また、貯蔵槽には温度計を設置するなど、温度監視の強化を図っていくと、こういうことでございました。

しかしながら、結果的にはこうした事故の発生を未然に防ぐことができなかったということでございますから、私たちも大変遺憾に思っておるところでございます。

今後、専門委員会等の調査結果、もちろん県議会の特別委員会等のいろんな御指摘も踏まえて、適切に対応できますよう、そして、県民の皆さんの信頼回復に一層努めて最善の努力をいたしていきたいと、こう思っておるところでございます。

それから、全部門のマネジメントシステムを徹底的に見直すべきであるという御意見でございますが、先程少しトータルマネジメントについても触れさせていただきましたが、トータルマネジメントシステムそのものは、いろんな制度、システムをより有効に組み合わせ、体系的に効果的に機能するように、そして、結果的には全体最適を常々組んでいけるような、そういうものを作っていきたいという目的で取り組んでおるところでございます。

今回の行政経営品質の考え方に基づきます点検結果を主な課題として中間的に取りまとめたところでございますけれども、この中で、リスクマネジメントにつきましては、全庁的に実効のある展開を進めるために、職員一人ひとりへの危機意識の徹底とか、政策推進システム、率先実行取り組みなど既存システムの活用など、危機管理の仕組み、体制の強化を図っていく必要があるということで、そういった課題が上がってきておるところでございます。

このトータルマネジメントシステムに検討をやっている中で、実は今回のＲＤＦの貯蔵槽の爆発事故が発生いたしました。そんなことから、私としては、全庁的な危機管理体制については、これは緊急に見直して検討していかなければならない、こんなことで9月2日に危機管理体制検討会を設置いたしたわけでございます。

この検討会におきましては、具体的に危機管理マニュアルの点検とか、あるいは、危機発生背後に潜んでおります組織の体質とか仕組み、それから、職員の意識、こういったものなど、全庁的な危機管理体制におきます問題点の検証を行っておるところでございます。さらに、危機発生の未然防止対策とか、あるいは発生時の体制づくりを行うためにリスクを検知するシステム、さっきヒヤリハット等の事例を申し上げましたけれども、そういったものとか、職員の意識の改革向上、それから、危機発生時の情報収集や県民の皆さんへの発信方法、危機管理組織や危機発生時の事故対策本部等のあり方等について検討をしておるところでございます。

今後も、全体のトータルマネジメントシステムの検討と整合性を図りながら、具体的に実施できる対策から早急に取り組んで、全庁的な危機管理体制の充実強化をしてまいりたい。その上で県民の信頼を取り戻してまいりたいな、このように考えておるところでございます。

○平成 15 年第3 回定例会（一般質問：平成 15 年9 月 30 日）

（木田久主一議員）

次に、ＲＤＦの問題についてであります。

ＲＤＦをどんどんと進めてきた北川前知事がさ一と潮の引くごとくいなくなってしまう。その後、始末に追われている野呂知事という構図を県民は見ております。就任早々、県政最大の危機に直面した知事の思いを聞かせていただきたいと思います。北川前知事との責任分担をどういうふうに考えておられるのか、できればお話をいただきたいと思います。

（野呂昭彦知事）

それから次に、ＲＤＦの問題について、就任後間もない状況で直面したことについてどう思っておるか、それから、前知事との関係についてどう考えるかと、こういうことでございますけれども、私は就任当初から、新しい県民しあわせプランの策定と同時にトータルマネジメントシステムというのを構築していかなければならないと、こう考えてまいりました。その中でやはりいろいろ新しい県政運営のシステムが持ち込まれたわけでございますけれども、既に多くの皆さんからも御指摘がありましたように、それぞれのシステムそのものが必ずしも効率的、効果的に運用されておるといふばかりでもございません。

それから、特にやはりいろんな運用のそれぞれのシステムがより連携して、やはりもっとも県政の運営につきまして、県民に向かってサービスを提供していくという観点から、常に最適化された県の組織であると、こういうことが必要であると、こう考えてきたわけでございます。特にトータルマネジメントシステムをやる際には、最終的には県民の皆さんの信頼を欠くようなこと、これが総じて言うところの県政におけるリスクであると、こう考えておりますだけに、リスクマネジメントとか、あるいは危機管理というのは全体の運営システムの中でかなり中心的な役割をなすものであると、こういうふうに考えてきたところでございます。

実は、そんな取り組みをこの6月以降始めてまいりましたが、その矢先に今回のＲＤＦの貯蔵槽の爆発事故が起こったところでございます。私としては、ああいった尊い命を犠牲にする、また、お勤めの皆さんが怪我をされるという事故に遭遇をいたしまして、そういう意味では、県の施設であるだけに、断腸の思いで残念な気持ちでいっぱいでございます。また、県民の皆さんにも、かかる事態がいかに県政に対する信頼を低下させるかということで、非常に残念に思っておるところでございます。

そこで、知事である私がこのＲＤＦの一部局でやってきておるこういった事業のことにについてどういった関係があるかということではありますが、私自身は県政の一番責任ある立場として、そのことを極めて重く考えておるところでございます。北川前知事にありましても、知事という立場という観点からいけば、同じような立場であると、こういうふう

思っておりまして、前知事のすることについて御指摘をされるなら、それは私自身のまた問題であると、こういうふうになんか考えておるところでございます。

○平成 15 年第 3 回定例会（一般質問：平成 15 年 10 月 2 日）

（福田慶一議員）

最後になりますが、今議会は R D F の問題で終始をしたようなことかなと思っておりません。それで、最後の最後であります、R D F 施設についての質問をさせていただきたい。

8 月 19 日に三重ごみ固形燃料発電所の貯蔵槽において爆発事故があり、知事は、事故発生と同時に発電所の運転を停止するという決断をされ、原因究明と安全の確認がなされるまでは運転を再開しないことを表明されました。一方、運転を停止したことにより、ごみを R D F 化している 26 市町村から発生するごみをどう処理するかという大きな問題が発生しました。

先日の代表質問での萩野議員の質問に対して、知事から、市町村及び関係機関と協力してごみ処理体制を整え、当面の受け入れ先は確保したとの答弁があったものの、R D F 化している市町村においては、処理先の確保とその財政負担に悲鳴を上げ、近隣市町村は、その受け入れによって、自らのごみを調整してでも協力しようと涙ぐましい努力を行っております。このような厳しい状況は、R D F 化施設組合や各市町村からの要望書などから十分に御承知のことと思います。

一方、8 月 14 日から続いておりました R D F 貯蔵槽内部の発熱及び火災について、先月 27 日鎮火宣言が出されたにもかかわらず、発電所の再稼働の見通しについては依然として目途が立たず、先日の代表質問並びに一般質問においても、知事は、相変わらず、原因究明と安全確認という答弁をされております。原因究明については、県議会に設置をしていただきました特別委員会や専門家による事故調査専門委員会に委ねるとしても、このような市町村の切実な悩みを解消するために、運転の再開について判断する安全性確認のための要件を知事から具体的に示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

本日、今日のこの質問が、質問の最終日の最後の質問であります。ぜひとも明快な御答弁を期待いたしまして、壇上からの質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

（野呂昭彦知事）

最後に、R D F につきまして、安全性の確認要件とはどういうことだと、こういうお話がございました。まずは中間報告を既に専門委員会の方からいただいております。この中で、今回の事故は R D F 貯蔵槽からの発熱発火に伴うもので、焼却や発電施設とは無関係の事象によるものと考えられるが、この際、これらの施設についても十分な点検を行い、一連の装置の安全性と安定性を確保すること、それから、R D F の保管中にある程度の高

温になった場合、そのまま放置すると有機物の自己発熱により更に温度が上昇し、やがて発火に至ることが考えられるなどの御指摘をいただいております。

この中間報告等から、次の 3 つのことを安全性の確認要件として考えてよいのではないかと考えております。1 つは、専門的な知識、技術を有します第三者に依頼いたしまして施設を総点検し、施設の安全性と安定性を確認すること、それから、2 つ目に、中間報告で示されました R D F の保管方法、防災措置、日常の品質検査などの R D F 管理の当面の留意点というのがございますが、これをクリアできる体制を確立すること。それから、3 つ目に、新たな貯蔵槽の設置につきましては、事故調査専門委員会の最終報告や環境省の検討結果などを踏まえ、適切に対応するものとし、それまでの間においては、貯蔵槽がない場合でも、安全に運転が可能な範囲に R D F の処理を限定するという。こういう 3 つをまず考えるわけでございます。

それから、ソフト面の対策といたしましては、確実に機能する発電所の危機管理マニュアルが整備されることや、それから、環境行政の経験豊富な県職員の配置とか管理体制の充実整備、こういったものも必要だと、こう思っております。

何よりも安全性の確認につきまして、県議会や市町村、あるいは地域住民の方々へ御説明申し上げまして、今後の御理解を得られるように取り組んでまいりたいと思っております。

（関連質問）

（桜井義之議員）

お疲れのところ、お許しをいただきまして、先ほどの福田議員の R D F の質問に対して関連をさせていただきたいと思います。

先ほど、議員の質問に対して、知事が、再開に向けての三つの安全性確保の条件をお示しいただきました。限られた時間でし、少し早口で御答弁されましたが、先ほどの御答弁は僕は十分ではなかったんじゃないかな、そんな気持ちを持っております。

そこで、もう一度、今回、専門的な知識がなかったり、あるいは非常に無責任な体制であったと。企業庁の責任あるいは民間の富士電機さんの責任、これは免れないんじゃないか。あるいは県民の信頼の回復のためにも、最高責任者としての知事の強い指導力、これをやっぱり期待したい、そう思いますときに、もう 1 回、先ほどの 3 つのお示しをいただいた項目の上に、知事の強い意思というか、ここをお示しいただきたいというふうに思うわけであります。まずはそのところを知事のお言葉で是非語っていただきたい。

（野呂昭彦知事）

先般、16 日に専門委員会からの中間報告が出まして、その中で、中間報告では、一つは、R D F の貯蔵槽の発熱発火に伴うものであって、焼却とか発電施設とは無関係なものと考えられるけれども、この際、一連の施設について安全性をきちっと確保しなさいよと、こ

うということが一つございました。それからもう一つは、発火そのものについては、ＲＤＦの保管中に、いろいろとそのまま放置すると有機物の自己発熱によって発火に至るというようなことがあるということでございましたので、そういったことから、今回、福田議員の御質問に対して幾つかの点で申し上げたところでございます。

一つ目に上げましたのが、まず、専門的な知識、技術を有する第三者に依頼をいたしまして、施設を総点検して、安全性、安定性を確認するということでございます。

それから、二つ目に申し上げましたのは、中間報告の中で、ＲＤＦの保管方法だとか、防災措置だとか、日常の品質検査等につきまして、ＲＤＦ管理の当面の留意点というのがこの中間報告にございます。その中には、保管方法についてとか、防災措置についてとか、それから、その他の項目の品質検査に関することとかというようなことがこの当面の留意点という中に上げられておるわけでございますので、そういった保管方法、防災措置、日常の品質管理など、この留意点をクリアできる体制を確立するということが大事だということを２点目に申し上げました。

それから、３点目に申し上げましたのは、新たな貯蔵槽の設置につきましては、事故調査専門委員会の最終報告とか、あるいは環境省の検討結果などを踏まえて適切に対応する必要があると考えておりますが、それまでの間、貯蔵槽がない状態におきましても、安全に運転が可能な範囲にＲＤＦの処理を限定するという、これが貯蔵槽がない状態の中でも一つ求められることではないか、こういうふう考えたところでございます。

それから、そのほか、今３つ申し上げました以外に、発電所の危機管理マニュアルが整備をされるということが必要でございますし、それから、県においてかかるこういった事故がございました。県職員の配置等についても、管理体制を十分に充実整備をするということが大事だと、こういうふう考えたところでございます。

私が言っておりますことに向けて、やはりそういったことについて、県議会の皆さんや、あるいは市町村の関係の皆さん、地域の皆さんにも御理解をいただくということが、再開に向け一定の理解を得られるということが必要になってくるだろうと、こういうふう考えて申し上げたところでございます。

（桜井義之議員）

ありがとうございます。大切なことだろうという認識を持たせていただきましたので、あえて知事の言葉でということでも申し上げました。

その中で、特に福田さんの質問の趣旨の中心にもあったかと思いますが、今おっしゃっていただいた２６の市町村のこの対応の問題というのは、もうせば詰まった話であろうということだろうと思いますが、二つ目の今示されたＲＤＦの保管あるいは一様的な品質、これは、例えば市町村がつくってくるＲＤＦの品質等々も含めて、やっぱり県はトータルとしての管理責任者としての留意点を持って臨むというふうな今の御答弁の中を解釈させていただいてよろしいでしょうか。

（野呂昭彦知事）

私は、中間報告の今、当面の留意点ということについて、それを引用して申し上げたところでございます。そういう意味では、保管方法についても、ＲＤＦ化施設もやっぱり連携して取り組む体制が必要であるということとか、それから、品質管理についても、当然つくっておるのはＲＤＦ化施設でございますから、これも連携した取り組みというものが必要でございます。そういう意味では、少しそういった連携の相手も、市町村等も含めた中できちっと対応していくべきことだと、こういうふう述べておるものと解釈しております。

○平成 15 年第 3 回定例会 委員長報告（平成 15 年 10 月 10 日）

（貝増吉郎地域政策〔防災対策〕調査特別委員長）

現在、ＲＤＦ発電施設におけるＲＤＦ貯蔵槽の事故により、県民に対する信頼が大きく損なわれていることを受け、この事故を教訓に県の危機管理体制について抜本的な見直しが行われているところでありますが、今後は、県が危機感を持ちリスクマネジメント会議を開催した場合は、県民の不安を払拭できるよう必要な都度、迅速な情報提供を行うとともに、安心・安全な基盤固めに積極的に取り組まれるよう要望いたします。

（田中覚ＲＤＦ貯蔵槽事故調査特別委員長）

ＲＤＦ貯蔵槽事故調査特別委員長（田中覚君）報告に先立ち、少しお時間をいただきます。

ＲＤＦ貯蔵槽の爆発事故において、消火活動に当たってこられ、尊い命を亡くされました桑名市消防本部の消防士の方々に対し、心から哀悼の意を捧げます。

また、残されました御遺族の方々に、衷心よりお悔やみを申し上げます。

同時に、作業に当たり負傷されました方々の一日も早い回復を念願しているところでございます。

それでは、ＲＤＦ貯蔵槽事故調査特別委員会におけます調査の経過等について、御報告申し上げます。

本委員会は、知事が「県政の一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重大さに鑑み、議会としてＲＤＦ貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について調査を行うため、８月２５日に設置されました。

以降、８月２８日、９月５日、９月１９日、９月２９日及び１０月８日の計５回開催し、これまで事故の原因の究明及び事故後の対応について調査してまいりました。

具体的な調査項目の報告の前に、冒頭申し上げたい事柄は、県企業庁と富士電機株式会社との姿勢についてであります。

事故原因の究明に係る調査において、県企業庁と富士電機株式会社から聴取いたしました。

企業庁と市町村等7団体とのごみ燃料の処理業務に関する委託契約書において、第4条第1項で「当該業務の履行に当たっては、善良な管理者としての注意義務を持って履行しなければならない」と県企業庁の管理責任を定めております。

一方、企業庁と富士電機株式会社の契約においても、第55条第4項で「管理運営期間中、安全かつ環境に配慮した施設の管理運営を行う」と富士電機株式会社の管理責任を定めているのにも関わらず、注意義務を怠り、率先して原因を究明せず、その上道義的、刑事的、行政的責任を明確にしないでおこうという姿勢は、事業主や受託者としての主体性に欠けると言ってもよく、誠意やスピード感が感じられませんでした。

全く責任感の欠如と言っても過言ではありません。

特に県企業庁は、「施設の管理運営は、富士電機株式会社に委託している。施設の引き渡しは、まだ受けていない」といった責任転嫁とも受け取れる発言が随所に見受けられました。大量放水や消防出動に関しては、富士電機株式会社は「企業庁から、消防への通報は待つように指示を受けた」と言うことに対し、県企業庁は「そのような話は聞いていない」等の見解の相違点が見られたことは、誠に遺憾であります。

そこで、本委員会において特に議論のありました事項に関して、御報告を申し上げます。

第1に、御遺族への対応の問題であります。

消防士2名の方々におかれましては、公務とはいえ、県有施設に起因する事故により亡くなられたところであります。

責任の所在については、警察当局の手に委ねられておりますが、御遺族からは「県企業庁、富士電機株式会社とも、誠意に欠ける対応が見られる」といった苦情を聞いております。

単なる誤解であれば救われる面もあると思われますけれども、今後、今まで以上の誠意を持って早急に対応すべきであると思えます。

第2に、多度町を始めとする周辺地域への環境面での問題であります。

既に、県当局より、ダイオキシン類等の環境影響調査について実施され、その結果については、既に新聞やインターネット等で発表されており、環境基準値内であり異常は認められませんでした。

しかし、その情報の提供については、かなりの日数を要しています。

後は、住民の不安が生じないよう、迅速かつ的確な情報提供を要望いたします。

第3に、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題であります。

ごみは毎日出てまいります。

関係市町村のごみ処理行政が滞りなく円滑に進むよう、県当局においては、県内市町村との調整に最大限の努力を強く要望いたします。

また、費用負担の問題については、これも警察当局やごみ固形燃料発電所事故調査専門

委員会の結論を待たなければいけない状況でありますけれども、その費用は、県民の血税から負担するものであり、県議会としては容易に認めることは出来ません。

従って、事故後における関係市町村のごみ処理方法や費用の増嵩について詳細に調査し、議会に対して報告するよう申し付けておきます。

第4に、事故原因の究明についてであります。

9月16日に、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会より知事に提出されました中間報告においては、「事故現場での消火活動やRDF貯蔵槽からのRDFの搬出作業が続く中、十分な資料が得られないため、推論の域を出ない」ということでありますが、以下のように述べられております。

発熱の原因としては、微生物の発酵、RDFの機械的な摩擦や無機物の化学反応等があげられています。

また、爆発の原因としては、微生物発酵に伴う可燃性ガスの発生や貯蔵槽内での火種や空気の供給等があげられています。

いずれにしても、県当局には、今回の報告に基づき、RDFの性状を十分認識し、今後は、RDFの検査方法や保管方法の見直し、さらには異常時における監視設備の充実や防災措置等について検討することを要望いたします。

また、ごみ固形燃料発電所事故調査専門委員会の最終報告に向けては、同委員会から企業庁等により十分な情報が得られないという指摘を受けているところであります。

同時に、本委員会においても、再三、同様の指摘、つまり、言われてから出すのではなく、進んで情報を開示しなさいと指摘を行ってまいりました。

より正確な事故原因の究明のため、事故前の状況等の詳細なデータを提供するように、これも申し付けておきます。

第5に、施設運営面での責任の不明確さであります。

今回の事故につきましては、稼働時から責任の所在の明確化がなされていませんでした。去年12月末における貯蔵槽の異常発熱を大きく問題視し、問題点や対応策等について迅速かつ適正な伝達を行い、情報の共有化をするとともに、防災設備の設置や管理運営等の対応を的確に行えば、未然に防ぐことができたものと言えます。

さて、このRDF発電事業は、環境対策のみならず、市町村行政の1つである一般廃棄物行政を広域的に進めることにより、分権時代の県と市町村とのあり方を提案するもので、大変大きい意義を持つものでありました。

こうしたことから、今後の一般廃棄物行政の推進については、以下の3点について1日も早くその展望を示し、迅速な対応を行わなければなりません。

その1つ、今回の事故については、事業主体としての認識を十分に持ち、責任ある姿勢で取り組み、専門家や関係機関等の意見も踏まえ、RDFの性状や施設の技術面や契約方法等の制度面及び推進体制、もしもの時の連絡体制や危機管理体制といった組織面など多面的に検証を行い、責任の所在の明確化を図り、その改善策を策定すること。

また、施設の検証につきましては、ＲＤＦ貯蔵槽以外の焼却施設や発電施設なども含めで行うこと。

その２、ＲＤＦ発電事業の今後の対応については、市町村や地域住民の方々と十分協議を行うとともに、安全性の確認については、一定の理解が得られるよう説明を行うこと。

その３、その上で、環境先進県を標榜している三重県としては、循環型社会の理念を再構築し、ごみを出さない施設等の具体的な検討を行い、今後の一般廃棄物行政の円滑な推進を行うこと。

最後に、今回の事故を教訓として、「安全・安心」をキーワードに徹底した危機管理体制の確立を行うとともに、今後、他の事業につきましても、安全に対する認識を一層深め、県民の信頼回復に向けて取り組むことを強く要望しておきます。

なお、本委員会におきましては、今後、市町村のごみ処理対策や再発防止策等について調査を進める予定であります。

以上、御報告を申し上げます。

○平成 16 年第 1 回定例会（代表質問：平成 16 年 2 月 26 日）

（芝博一議員）

ＲＤＦ問題について局面が大きく変わろうとしています。県企業庁は住民説明会を開き、施設の改修に入り、安全確保のための試験調整運転への手順を公表しました。そして、すべてを住民に公開し、安全性が二重、三重にも確認されたならば、知事が本格稼働の可否を判断するとのことでもあります。先の住民説明会でも多くの不安や意見が寄せられましたが、これらの問題を徹底的に解決し、必要があればその都度説明会を開いて、更に県民、住民に理解を求めていくよう、当局に強く要望しておきます。

そこで、県企業庁は、ＲＤＦ発電所の稼働に必要な経費約 8 億円を計上し、これは、再稼働したと想定し、大半は人件費と富士電機への事業委託費とのことですが、再開に必要な施設改修費用は、当面富士電機が負担し、改修後に話し合い、事故責任の割合に応じて費用分担を決めるとのことですが、この事故責任の割合は、何を判断基準にして決めているのでしょうか。そのお考えをお聞かせください。

また、施設改修費だけでなく、今、現、に県と富士電機が半分ずつ負担している、各市町村のごみ処理増額分や、これまでの事故処理に要した費用分担についても、個々それぞれの個別の事案で費用分担を話し合うのか、はたまた総体的に、総額をもって費用分担を話し合うのかもお聞かせください。

更には、その話し合いやその結果に第三者の判断を求めていくべきか、また、求めないのか、その点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、御答弁をお願いいたします。

（野呂昭彦知事）

次に、ＲＤＦのことについてお触れになりました。今回、県の施設であるＲＤＦの発電所におきましてああいった事故が起こりまして、改めて犠牲になったお 2 人の御冥福もお祈りしたいと思います。

ＲＤＦにつきましては、先般、2 月 20 日から改修改善に入っておるところでございます。順調にまいりましたら、引き続きまして試験運転に入ってまいりまして、やはり机上で考えてきた、これまでとってきた、お示しをしてきた安全策が本当にきちっと確実なものかどうか、こういうことを見きわめていくということが、安全性を確保し、確認していくためには何としても必要なことであると、こう思っております。

御指摘がありましたように、そういった状況につきましては、最終的には、監視運転の後、議会あるいは周辺市町あるいは住民の皆さんに説明会を持ちまして、そして、私としては、本格的な稼働をその後やっていくのかどうかということの最終判断をしなければならぬと、こう思っておるところでございますが、それに至ります状況の中でも、こういった試運転であるとか、いろんな形で安全性の確認をしていくわけでありますから、それらの情報につきましては、適宜しっかりお示しをできるようにしていきたい。したがって、そういったことの御報告をする説明会も今後持たさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

お尋ねでは、費用の負担の問題がございました。この事故に伴います損害賠償につきましては、事故の原因の責任者がその費用を負担するというのがまず基本であると考えております。今回のＲＤＦの貯蔵層の事故につきましてはまだ原因が特定されていないという状況でございますので、その費用の負担につきましては、ごみをＲＤＦ化しております市町村におきましますところのごみ処理経費負担を軽減するための費用などを企業庁と、それから、富士電機で暫定的に 2 分の 1 ずつ負担することといたしておるところでございます。その他の費用につきましては、それぞれの費用の内容等に応じまして、関係者の間で引き続き検討してまいりたいと、こう考えております。

なお、今回の事故におきましますところの責任の割合についてでございますけれども、これについては、今後、警察の捜査等の動向を見まして判断をしてまいりたいと、こう思っております。

また、費用の最終的な負担割合については、富士電機と話し合いを続けてまいりますけれども、御指摘がありますような、法律に基づきますような専門的な判断を必要とすることもございます。場合によりましては第三者の判断を求めていくということもあると、このように考えておるところでございます。

（芝博一議員）

もう 1 点、ＲＤＦ関係の件でありますけれども、事故の原因が特定されていない、ということでもあります。しかし、今現状では、事故調査委員会は、最終的な、決定的な事故

原因を究明と発表されませんでした。警察で事故の刑事責任についての調査は進んでいますものの、私は、これは別問題と考えています。どこかでだれかが事故の原因をある程度全体的に特定して、それをもって判断基準として負担割合を決めていかなければ、最終的に、いつまでもたっても答えが出てこないんじゃないか、警察の刑事責任の追及からの、その結果がすべての判断基準になるとは考えておりません。そここのところをもう一度知事にお尋ねいたします。

（野呂昭彦知事）

それから、RDFのことについての刑事問題とは別に、こういった費用負担については、余り長引かせずにしっかり決めていくべきではないかということでもありますけれども、やはり、私といたしましては、こういった費用に係る面の負担につきましては、県民にしっかり説明できなければなりません。それがやはり事故の原因の特定ということに深く絡んでくるということになりましたら、やはりそういったことを全く無視した形といいますか、それとは切り離してということであっても、出てきた結果として、県民にやはり説明が十分できないという状況ではいけませんから、ここのところは、少し、お金の問題は、時間が後になろうと、しっかり説明できるような根拠を持ってお示しをしていくということが大事だと思います。

安全性については、事故原因が特定されていませんけれども、その予想される事故原因というものをすべて大体考ええる点で網羅した形の中で安全対策はとっていかうということで、これは進めておるということでございます。

（岩名秀樹議員）

まず、野呂知事の県政運営について御質問をいたします。

一つ目は、RDF施策への対応であります。昨年8月生じましたRDF貯蔵槽の爆発事故に際して、事故直後の記者会見において、知事は、14年12月の本格運転が試運転状態のようなままでは始まった。その後の運転がいびつなまままで継続されてきたのではないかと。また、県内の各施設でRDFを既に製造しており、処理しないといけなかった。中止して十分な試運転を行える状況ではなかったとコメントをしており、当時、企業庁と富士電機が責任のなすりつけ合いをしている状況の中、知事のこの発言に対して、正直でさわやかな印象を持ったところであります。

その後、10月の第3回定例会においては、施設再開の条件として、一つに、専門的な知識や技術を持つ第三者に依頼をして施設を総点検し、安全性と安定性を確認する。

二つ目は、RDFの保管方法、防災措置、日常の品質検査など、RDF管理の当面の留意点をクリアできる体制を確立する。

三つ目には、新たな貯蔵槽の設置については、事故調査委員会の最終報告や環境省の検討結果を踏まえ適切に対応し、それまでの間は、貯蔵槽がない状態でも安全に運転が可能範囲にRDF処理を限定するの三つを上げられたところであります。

また、11月の記者会見では、住民の理解を得られなければ再開をしないと話されております。当然のことだと思います。

ところが、年が明けてから、この知事が同じ人とは思えないような発言をします。1月20日には、突然年度内の再開意向を表明し、26日には、議会でこの発言が適切でなかった旨の釈明を行います。しかし、2月に入っても、爆発事故が原因で指名停止処分を行った富士電機との委託契約の継続を確認し、施設の再稼働を監視運転をするという、役所にしか通用しない言葉で説明を行っているところであります。これが、安全・安心と、それから、県民主役を唱えた知事の姿なのでしょうか。

新聞報道によると、年度内に富士電機からの施設の引き渡しを受けないと、国からの補助金を返還しなければならないおそれがあることが理由の一つともとれる発言をしておられます。一昨年12月、幾つかの事故を起こしながら、拙速に事業を進めて大事故を生じさせることに對する反省がどこにあるのでしょうか。

そこで質問をいたします。知事のこれまでの発言によれば、施設再開の条件は安全の確認と、3条件の達成と、住民の方々の同意が前提と思われますが、これに変わりはしないのでしょうか。

また、本定例会開会日に行った全員協議会の資料では、住民への説明を行ったという記述はあっても、同意を得られたという記述はありませんでした。この席では、知事自らが十分な理解を得られていないとする発言があったと思います。今この時点で、住民の方々の理解が得られているのかどうか、知事の考えを明確にしていきたいと思います。

二つ目は、施設の改修、試運転の後に行う監視運転についてであります。監視運転とは、どう言いつくろっても、本格稼働のことだと私は思います。現在の予定では、施設改修、試運転、監視運転と連続しているわけですが、改修、試運転の後に必要な検討の時間をかけることが必要だと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

三つ目は、補助金の返還についてであります。RDF発電については国も推進をしており、そのために補助金制度があったわけで、県は、環境省と独立行政法人のNEDOから合わせて19億円余りの補助金を受け取っているわけでありまして。これを返還しなければならないおそれがあると報道されているわけでありまして。

そこで質問ですが、現在、補助金については、RDF施設がどのような状態であれば返還しなくてもよいのでしょうか。試運転をすればよいのですか。富士電機からの引き渡しを受ければよいのですか。それとも、再稼働をしなければならないのですか。そこをまず明確にしていきたいと思います。これがはっきりしていないので、話が余計にややこしくなっているのではないかと思います。

四つ目は、富士電機への管理委託の継続であります。今年2月には、昨年8月の第1回

の爆発事故の責任によって、富士電機は指名停止処分を受けています。これで富士電機への処分は終わりになったのでしょうか、お伺いをします。

また、事故によって処分を受けた業者にそのまま委託を続けることは、県民感情を考えたとしても不可解なのですが、いかがでしょうか。

（野呂昭彦知事）

さて、RDFについてのお話がありました。今回、説明会、企業庁の方で持たせていただいたのを報告受けまして、まず第一には、本当に県が失った信頼が余りにも大きいなというのを率直に感じております。安全対策に対します質問については、一応それに対してきちっとお答えはしてきておるけれども、やはりその信頼を欠いたことの大きさを改めて強く感じておるところでございまして、そういう意味では、この信頼回復に本当にきちっと努めていかなければならない、こう考えておるところでございます。

そのために、この際、やっぱりしっかりした安全策というものについて、それをしっかり確立をして、そしてまた、確認をしていくということが大事でございます。そんなことから、最終的にRDFの本格稼働云々については、住民の説明会等での、出させていただいた上での最終判断ということをしていかなければなりません、まずは、やはり施設を安全に動かすための改修を行って、また、試運転等も行って、それをやっぱりしっかり確認をしていかなきゃならないということで考えておるところでございます。その試運転の結果につきましては、県議会や地元の市町あるいは地域住民の皆さんに報告をさせていただきたい、こう思っております。

それから、既に御報告申し上げておる中にありますが、地域の住民の方が入りました三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議というのを、これを早期に立ち上げまして、試運転から今後監視運転等に入っていく、そういう状況の中で、そんな状況を随時情報提供して御意見をいただいてまいりたいと、こう思っております。

それから、適宜、時期も選ぶ中で、試運転の状況の結果であるとか、あるいは監視運転での状況の結果について、それを報告申し上げるというための説明会も持ってまいりたいと、こう思っています。その上で、最終的にこういった経緯、監視運転については大体数カ月から1年これはかかるのかなという感じを持っておりますけれども、改めて県議会や地元市町への報告、それから、地域住民の皆さんへの説明会を行って、それで本格稼働に入るかどうかと、こういうことを判断いたしていきたいと、こう思っています。

私としては、やはりしっかり安全性をきちっと確保し、確認した上でなければ再開をしないということ、その気持ちは変わらないところでございます。諸事情がいろいろある中で、私も、私としての思いを十分説明しないまま申し上げて、若干皆さんにご迷惑をおかけしたことは申しわけないと、こう思っておりますが、今後もその気持ちで取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

なお、補助金のことについてお話がありました。補助金を返還しなくてよい条件とい

うのはどういうことかということでございますけれども、適正に国庫補助金の交付を受けるというためには、各省庁等が補助金交付の目的に沿って定める補助金交付要綱に基づいて事業を執行して、そして、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付されておる条件に適合しておるなということを所轄の省庁が認める、そういったところに認められるということが必要でございます。

その上で、計画どおりに事業実施が行われるということが更に求められるわけでありませう。したがって、施設の安全性の確保が大前提となることは言うまでもございませうけれども、補助金という観点からするならば、原則として、今年度内のRDFの焼却発電施設の試運転が終了し、そして、県が富士電機から施設の引き渡しを受けることが必要ということになってくるところでございませう。

基本的には今申し上げたようなことでございませうけれども、もし仮に試運転が延びるといふようなこと等いろいろな状況を考えてまいりますと、いろいろな場合においても、私どもとしては補助金の返還額ができるだけ少なくなるよう今関係省庁と鋭意協議をさせていただいておるところでございまして、これにつきましては、ほぼ確信できる結論というものを得ることができましたら県議会の方にも御報告をさせていただきたいと、こう考えております。

それから、富士電機のことにつきましては、先般、富士電機の処分を企業庁の方でやっておりますが、これは8月14日の事故の分でございまして、19日の件につきましては、事故の原因の特定等含めた今後の調査等も見中で決めていかなければならないということで、今後の問題といたしておるところでございませう。

それから、三重ごみ固形燃料発電所の富士電機と交わしております管理運営業務委託契約でございませうけれども、これは、平成14年の12月1日から平成29年の3月31日までの契約となっておりますのでございまして、したがって、この契約の条項に明白な違反がないという限りにおきましては、契約の解除は難しいということであらうかと思ひます。

富士電機につきましては、今全社を挙げて取組体制を確立しようということで、RDFの管理者であるとか、あるいはボイラー・タービン技術者の専門委員であるとか、あるいは安全専門者等を配置するなど、発電所の管理運営体制を強化する、あるいは富士電機総合研究所がRDFの性状研究等につきまして、学識経験者と連携しながらバックアップする等の対応をしておると聞いております。

一方、発電所の方でございませうけど、富士電機の提案に基づきまして、同社が設計施工まで一括して建設をしておるといふことでございまして、同社は、現在の発電施設の内容や取り扱いにも最も精通しておるところでございませう。今後も、富士電機がこの施設について設計施工に関する責任を果たしながら管理運営をやっていく必要があると、いふふうを考えておられて、今の状況の中で、引き続き富士電機に発電所の管理運営を委託していきたいと、こう考えておるところでございませう。

○平成 16 年第 1 回定例会（一般質問：平成 16 年 3 月 4 日）

（石原正敬議員）

さて、くらしの 12 でございますけれども、これは、R D F 事故が契機となって浮上してきたプログラムであろうと私は認識しております。確かに、R D F 事故の後、事故原因の調査ですとか、専門家によるさまざまな検討が行われてきたわけでございますけれども、こういったことは、やはり議会も執行部も積極的な活動をしてきたと。そして、まだいろいろな問題は残っておりますが、これから継続していくだろうと私は思っております。

それに加えて、私は 4 点ほど、あの事故が三重県行政に問いかけたものということとらえております。

まず一つは、やはり R D F 政策そのものに対する是非だろうと思っております。そして、2 点目としましては、やはり一般廃棄物行政に県が積極的にかかわっていったというところにありまして、市町村と都道府県との関係を問い直すという意味で、これは県政に問いかけているだろうと。三つ目といたしまして、補助金の問題もありますけれども、国と都道府県との関係を見直す、こういったことも中に含んでいるんではないかと思っております。四つ目は、テクノロジー・プッシュの問題であろうと思っております。行政が抱えるさまざまな問題を高度な科学技術によって解決しようとする。これは積極的に評価できるわけでございますけれども、しかしながら、テクノロジーに頼り過ぎ、現場を見、そういうことを忘れてしまうということも否めません。そういったことを、野呂知事におかれましては、ぜひともこれから我々議会と議論の中で真摯に考えていただきたいというようなことも提示しているのではないかなと思っております。

以上四つの点を私は認識しておるわけでございますけれども、これはやはり今後の議会の議論でも活性化していくべき課題だと私も認識しております。

さて、その 4 点のうち 2 点について、ごみゼロ、くらし 12 にかかわってお尋ねしたいと思います。

重点プログラム「くらし 12」は、単体、その一つのプログラムとしては、整合性がとれた、まあ、いいプログラムだなと私は思っておるわけでございますけれども、そこで、他の政策、特に R D F 政策とごみゼロという問題はどのような関係にあるのか。そして、くらし 12 の中でも、市町村との協働と、こういうことを掲げているわけでございますけれども、その市町村との関係とはどのような関係を指すのか、協働というのはどのような関係を指すのか、ここに少し明確性に欠けるのではないかなと、そのような気がしておりますので、そのあたりをお聞きしたいと思います。

まとめますと、ごみゼロ社会の実現と R D F 政策はどのような関係にあるのか。さらにもう 1 点、ごみゼロ社会の実現に向けて、三重県と市町村はどのような関係のもとにこれを推進していくのか、この 2 点についてお聞かせ願いたいと思います。

（長谷川寛環境部長）

それでは、まず初めに、ごみゼロと R D F 政策の関係について御答弁申し上げます。

ごみゼロ社会の実現につきましては、まず、ごみの発生、排出を極力抑制し、やむを得ずごみとして排出されたものにつきましても、再使用、再生利用を行うなど、ごみを最大限資源として有効活用し、将来に向けてごみが極力少なくなる社会づくりを目指すものでございます。

また、R D F 政策につきましては、日常途絶えることなく発生するごみを適正に処理すると同時に、ごみをエネルギー資源として有効活用しようとするごみ処理対応の一つのツールを形成するものでございます。

ごみゼロ社会の実現と R D F 政策は矛盾するのではないかなという御意見もございますが、一部解決すべき課題は内在しておりますが、これは矛盾するものではないと思っております。ごみゼロ社会は早期実現が望まれますが、順次取り組むべき課題も多くありますので、一応長期的展望のもとに着実に一步一步進めるため、20 年後の完成を目標とし、その実現を目指すものでございます。

一方、現時点では、ごみゼロ社会づくりはスタートラインにありますので、現実的な問題といたしまして、日々排出される多量のごみを適正に処理していかなければならない、県民の皆様の社会生活の営みに支障が生じないようにしなければならないということがあります。

こうしたことから、当面は、R D F 政策につきましても、26 市町村のごみ処理に対処しておりますので、きちっと安全性を確保する中でごみ処理対応の一つのツールとして取り組ませていただきたいと考えております。ただし、長期的には、ごみゼロ社会実現に向けての着実な取り組みによりごみの減量化が進むとともに、より安全かつ経済性にすぐれたごみの再資源化手法が確立されれば、R D F 政策はその使命を終えるものと考えております。

また、ごみゼロ社会の実現と R D F 政策を同時並行で取り組むに当たっては、分別によるごみ質の変化やごみ量の減少にどう対応していくかなどの課題を抱えていることは十分承知いたしております。

このため、分別の徹底によるごみ質の変動による影響や R D F 焼却発電におけるごみ量の減少に伴う技術的対応策の検証など、早急に取り組むべき課題がありますので、今後、これらの課題につきまして、環境部、発電施設を所管する企業庁、そして、R D F 化市町村との連携のもとに鋭意調査検討を進めまして解決いたして進めていきたいというふうに考えております。

○平成 16 年第 1 回定例会（一般質問：平成 16 年 3 月 11 日）

（山本勝議員）

まず、よく今回見られたこのＲＤＦの施設の事故当時の状況でございますし、ちょっと変えていただきますと、これが、爆発したタンクの上が、ふたが飛んだところでございますし、それからもう一つは、これは、今施設を改裝しておるということで、これ、あいております改修工事の状況でございますけども、私はなぜこのように写真をお見せさせていただくかという、次いろいろと質問させていただくんですけども、こういう状況があったということをいま一度認識をしていただいて、そして恐らく、この写真を見てみえる方で、大変なことやったなとか、いろいろ思い出に浸ってみえる方の中に、本当にこの写真を見るのもつらいなという方もお見えになるんじゃないかと思います。私も遺族の方のお便りをお聞いをいたしますと、自分の息子さんがお亡くなりになったということで、ごみ行政について何とかひとつ自分としてもその一助を一回やってみたいということで、出てきた生ごみをできたらひとつ堆肥化して地中に戻して、そんなことでひとつ息子に恩返しをする、息子に対してやっぱり弔いたい、こんなことでもやってみえる遺族の方も見えますので、どうぞひとつこの写真をいま一度思い出していただきまして、御答弁のほどをよろしくお聞かせしたいと思います。

それでは、ＲＤＦにかかわる最近の取り組み状況について、少し時間がなくなりましたから二つか三つ飛ばさせていただきますけれども、ごみを燃料に変え電気を発電する夢のリサイクル構想として、一昨年12月注目を浴びてスタートした三重固形燃料発電所、いわゆるＲＤＦ施設も、昨年8月貯蔵槽による連続爆発事故で中断せざるを得なくなりました。半年後の今日、同発電所は今再稼働に向けて施設の改修が進められ、17日に始まる試運転で燃烧炉に火が入り、ＲＤＦの焼却と発電が始まりますが、県が専門家を集めて設けた、笠倉忠夫、豊橋技術科学大学の委員長が、事故調査専門委員会が、昨年12月の最終報告で、ＲＤＦは大量保管すると発酵が進んで発熱、さらに発火するおそれもあると指摘し、県は爆発する可能性があるという認識が欠如していたと結論づけられました。

そこで、今後は爆発原因であった貯蔵槽をつくらず、直接ＲＤＦを投入するかんばん方式でスタートする構想が打ち出されました。そこで、今後の運営について数点お伺いをいたしますが、質問の冒頭に、まず、地元周辺で行われたＲＤＦ説明会に私も出席をいたしました。出された意見を総合的に見てみますと、確かに反対の声は大きかったですが、建設的な意見も出されて、総合的にあの問題についていろいろ意見も判断すべきじゃないかなと、このように私は思います。ただ、あの説明会で県の事故調査委員会の笠倉委員長が出席をしてみえました。私は、なぜ出席をしてみえるのか、疑問を持ちました。議論が伯仲するにつれて笠倉委員長の発言する機会も多くなり、中立であるべき立場なのに、私はＲＤＦの推進論者やとか、ＲＤＦ構想はすばらしいものだというような積極的な発言をしておいでになりました。私は違和感を感じましたが、事故を調査する人が説明会に出席するのは、私は本当にどうかと、このように思いました。

できれば、知事の所見があれば知事にお伺いをいたしたいと思ひますし、今後説明会も

また予定をされるそうでございますが、このように笠倉さんがまたお出になるのか、その辺のところも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

次に、ＲＤＦの実証試験についてお伺いします。今月5日よりＲＤＦのコンテナ保管の安全性を確認する実証試験を桑名郡木曽岬町の木曽岬干拓で開始し、6月4日までの3カ月間、コンテナ内の温度変化やガスの発生状況等を監視する作業に入りましたが、過去のデータでは湿気の多い雨期と温度の上がる夏場に集中をしておりました。本来6月以降にも試験をすべきではないかと仄聞をいたしますが、知事、この辺についての御所見もお伺いをいたします。

次に、ＲＤＦ関連の政令改正についてはちょっと省かせていただきまして、ＲＤＦ搬入システムについてお伺いいたします。試験調整運転について、施設の長期保管を2月19日に解除して、20日より中電に指摘された半乾式スクラパー改修、アイドルバス改修、火炉温度計追加などの5カ所の改修を、本日3月11日までに行われておりまして、14日より試験調整運転に入って、インターロック試験、負荷試験、負荷遮断試験などを24日まで行う。その間に2つのボイラーに17日と20日に点火をする。そして25日と26日の両日で完成検査を受け、よければ富士電機から県に施設が引き渡されると、それ以後は監視運転で6施設のＲＤＦ75トン有料で引き取り、焼却能力100トンのボイラー2基を1カ月間交互に運転して試験を行うとのことですが、通常運転的には能力が十分ございまして、事故等にも対応できるんじゃないかなと、このように私は思うわけでございますが、しかし、もう少し先の話になりまして、桑名広域清掃事業組合が本格稼働する本年の11月には、日量約95トンのごみが増えまして、合計で170トン搬入されます。4カ月で15日点検をするという、いわゆる105日稼働して15日点検をする工程も、こういう中に組み込まなければなりません。不測の事態も想定をして、どうかかんばん方式でシステム化をするのかお伺いし、あわせて、かんばん方式導入によりまして7施設の負担をどこまで解消できるか、これについてもお伺いをいたしたいと思ひます。

それから、補助金返還問題について、環境省に12億4000万円、経済産業省に7億2000万余の補助金返還問題があるがために、本年度末に施設の引き渡しを受ける作業が進められておるようでございます。知事は8日記者会見で関係省庁と返還問題について折衝を図っていると述べられておりますが、どの省庁とどの程度の見通しを持って折衝されておるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

それともう一つ、次にごみゼロ社会の実現について、ごみゼロに向けた取り組みやＲＤＦ政策の関連について、既に4番議員や11番議員の質問に際し、知事初め環境部長から答弁をいただいておりますが、私も少しごみゼロ社会の実現に向けた取り組みについてお聞きをいたしたいと思ひます。

ごみゼロ社会が限りなく発展をしていくと、ＲＤＦ化するごみがなくなりその使命は終えることになるのでございまして、私も若干理解はできるわけでございまして、また、ごみ処理を考えれば当面はごみゼロ政策とＲＤＦ政策を同時進行で取り組まなければなら

ない状況、これも若干はわかるつもりでございますが、しかし、ごみ行政、特に一般廃棄物の処理は市町村の専管事項でございますが、また、ごみ処理は市町村において分別の方法が違うなど、地域の特異性を抱える問題もたくさんございます。そうした中、県民しあわせプランの重点プログラムにおいて、ごみゼロ社会の実現プログラム、いわゆるこういうものを打ち出されておりますが、この施策の実現に向けて県は具体化をどのように取り組み、進められようとしておられるのか、市町村との関係も含めてお伺いをいたしたいと思っております。

そして、有機物、一般廃棄物は抜かしていただいて、事故の責任の所在についてお伺いをいたしたいと思っております。先日の岩名議員も質問されましたが、答弁がいまいちでございましたので、再稼働するに当たり不退転の決意で臨む姿勢を示す意味も兼ねまして、今回の一連の事故の責任を明確に私はすべきであると思っております。常々知事は警察の捜査を見守って決めたいと答弁をされておりますが、刑事上の処分ではなく、行政責任において処分をどうお考えになっておみえになるのか、知事の所見をお伺いいたしたいと思っております。

ここで一たん質問を切らせていただきます。

（野呂昭彦知事）

まず、私の方から、コンテナの実験のことにについてお答えいたします。RDFのコンテナ保管時におきます安全性を確認するためにデータの収集を行うとして、木曽岬干拓地において3月5日から6月4日までの間、実証実験を開始したところでございます。

御指摘のありました試験の時期につきましては、環境省から報告をいただいた最大貯留期間の3カ月としておりましたが、高温多湿時の悪条件下でのデータも確認する必要があると考えますので、国等の指導も受けながら、御指摘がありました夏場におきましても、実証試験を引き続き行う方向で検討をしております。

次に、補助金の問題について今現在どうなっているかということでございますが、補助金の問題につきましては、適正に補助金の交付を受けるためには、原則として本年度内に施設の試運転が終了いたしまして、引き渡しを受けることが必要でございますけれども、仮に年度を越えた場合でも既に交付を受けた補助金について返還しなくても済むように、これまで環境省、経済産業省に要望をいたしてきておるところでございます。

それで、いろいろと今日まで状況がございました。当初NEDOにつきましては、かなりかたい口調で補助金を返還しなければならないというようなことを、内々に私も打診をする中で言ってきておりましたが、実は環境省の方がいろいろと柔軟に対応していただいきてまして、そういう意味では環境省と補助金との整合をとる必要があると、こういうふうなことで、NEDOにつきましても2月18日の時点で、一部完成では補助事業の目的が達成されたとは言えない、補助金の返還を求めることになるが、これについては経済省と協議をしていこうということ、それから、その後2月23日になりまして、対外的な影響とか会計検査院への説明がどうできるかというような問題があると、NEDOの補助目的

は、高効率の発電が可能かどうかであり、基本的には施設として完成し、試験調整運転による発電の確認が必要であるというような見解を出してきております。

それで、その後私もいろいろと確認をしてまいりまして、補助金返還については、随分前向きにきちっととらえていただいておりますが、もしも引き渡しができずに年度を越えてしまうということになりますと、未収分の補助金、環境省2700万円、それからNEDOが約900万円、合計3600万円については、これは交付されなくなるということでございます。

それから、会計検査院との関係におきましては、一般的に会計検査院は年度内の事業完了に大変厳しい姿勢でございます。したがって、年度を越えましてときには、返還のリスクは残っておるというふうに承知をいたします。

私ども、今日の時点でもしも年度を越えて引き渡しというようなことがかなり長期の先になっていくというようなことがある場合にはどうかという点について、経済産業省等の感触を当たらせていただきました。これにつきましては、あくまできちっと詰める必要があると。とりあえずの感触ということでありましてけれども、計画の見通しが不透明になれば、この補助金の問題の状況は変わってくるのではないかとということでございます。

したがって、補助金の問題は、私としてはやはり、議会の方でも強い御意見がありましたら、議会もともに責任を持つ形でぜひ対応していただかなければ、これはリスクをしょったままいかなければならないということを申し上げておきたいと思っております。

それから、事故の責任についてお話がございました。県の施設で起こった事故でありますから、当然県の責任はございます。しかし、具体的な責任問題について行政的にとにかくその責任をきちっと果たせと、こういうことでございます。仮に職員の処分等を行いますと、これは地方公務員法に基づきます懲戒処分というようなことがございますけれども、この場合は、このRDFの事故、同じ事由で再度処分ができなくなります。そういう意味では、こういった職員の処分というようなことについては、慎重にあるべきだということで、当初から申し上げておりますように、警察等の捜査状況を踏まえて対応しなければならないのではないかなど、こういうふうに私として判断をしてきておるところでございます。

（鈴木周作企業庁長）

RDFに関しまして、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が本格稼働した後の処理はどうなるのかというお尋ねに、お答えをさせていただきます。

現在、この貯蔵槽がない状態での処理を検討いたしておりますが、桑名広域清掃事業組合のRDF化施設が稼働していない状態での1日の量は、約75トン程度というふうに考えております。コンテナ10基での処理を考えておまして、コンテナ10基の能力としては120トン程度というふうに考えておりますので、現在、この範囲内では安定した発電所の運営ができるというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、桑名広域清掃事業組合のＲＤＦ化施設が本格稼働し、桑名広域清掃事業組合以外の市町村からも毎日ＲＤＦが搬入されているという状態になりますと、約倍の150トン程度というふうに推定されます。常にボイラー2基を動かしておく必要がありますが、定期点検時においてボイラーが1基停止した場合には、貯蔵施設なしでは全量进行处理することができません。このため、一定量のＲＤＦを保管できる新たな貯蔵施設を設置する必要がありますが、新たな貯蔵施設につきましては、消防庁の指定可燃物への指定、環境省の廃棄物処理施設の構造についての規則改正を待って、これに適合するものを検討してまいりたいというふうに考えており、相当の期間を要するものと考えております。

貯蔵施設が整うまでの間、ＲＤＦの処理については市町村及び環境部等と十分に協議して、対処してまいりたいと考えております。

（山本勝議員）

特に実証実験につきましては、やはり夏場をやっていただくということで、特に私どもも、先般環境省なり経済産業省へ行ったときには、やっぱりこの三重県の事例が全国の基準になっていくということでございますので、そういう方向で進んでおるということでございますので、どうぞひとつ実証試験が一番危険な、そういう状況の夏場についてもやっていただきたいと思います。

それからあと、ＲＤＦ搬入のシステムでございますけれども、本格稼働した場合は、恐らく現状のところではなかなか難しい状況になってきますけれども、やっぱり当初の約束からいきますと7施設はやはり安定的にそこへ搬入できるという、そういう想定で各施設が設備を持っておりますから、やっぱりそれはこれから企業庁が真剣に考えていかないと、例えばボイラーをもう1基設けるとか、ある面ではストックヤードをつくるとか、いろいろそういう形で今度は問題が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところはやっぱり早い時期に対応をしていくというのが、今後のＲＤＦの正常な運営につながっていくのではないかとということで、どうぞひとつ真剣に御検討をいただきたいと、このように思います。

それから、補助金返還の問題について知事から御答弁をいただきました。私ども、今日も伊勢新聞にも少し載っておりますけれども、先般、環境省と、それから経産省のエネルギー関係のところにお会いをさせていただいて、特にいろいろお話をいただいた中には、ＲＤＦを取りやめというようなことであるならばやっぱりこれは考えていかないかんかわかりませんけども、前へ進めていくというような状況であれば、ある意味で相談は前向きに乘らせていただきたいという、こんなような御答弁をいただいたように思っておりますし、それから会計検査院等の問題のところにつきましても、いろいろ経産省なり環境省なりの担当者のところでいろいろ御相談に乗りながらその辺の問題についても進めていただけるような感触もいただいたわけございまして、どうぞひとつその辺のところは十分、こういう物事を進めていくというのも大事でございまして、やっぱり安全、安心、

そしてまた今度あの施設がいろんな形で不測の事故を起こすようなことになれば、それこそ廃止に追い込まれるような状況になろうかと思っておりますので、どうぞその辺のところは安全、安心、そしてまた安全な施設というところを重点的に、知事の判断を仰ぎたい。していただきたい。

昨日の議会の事故特別委員会の中でも、今日恐らくこの議会がございましたら文書の申し入れていろいろあろうかと思っておりますけども、そんなところも含めて御検討をいただきたい、このように思っておる次第でございます。

それから、あと事故の責任の所在でございますけれども、私は、罪を憎んで人を憎まずという、こんな気持ちでおらせていただきます。先ほどもこの写真を見させていただいたのはそういう面があるわけございまして、これだけの事故、いわゆるお二人の人命が亡くなりました。そして、7施設26市町村に半年間にわたって、長期にわたって大変な御迷惑をおかけした。そしてまた今日では、9億円余の市町村での支払いも強いられてきた。本当にこの事故の発生したことで、県に大変な迷惑というんですか、騒動、そういうものを知らしめて、このことを何も担当者の方々が処分を受けずにこれが済んでいくというのは大変不合理なことございまして、私は何らかの形で、一事不再理の原則もわかっております。一度罰したら軽ければあれですし、軽くても重くても、それは二度出すことはできないということもわかるわけでございますけれども、何らかの形でやっぱり態度に示していかないと、例えば前の企業庁長はおやめになられました。おやめになられた方を行政処分とするというのはできないわけですね。ですから、在職中にそういう処分をしてもらわなアカンわけですから、これをずんずんいったら、これでもう処分の方がなくなっていくかもわかりません。長引けばですよ。ですから、そういうことを含めて、どうぞひとつ、もう一度この処分について、知事の考え方を伺いをいたしたいと思っております。

（野呂昭彦知事）

まず、御指摘になりました安全、安心のことにつきましては全くそのとおりで、私ども、あれだけの事故があつた施設で起こった、犠牲者も出した、そういうことを考えますと、安全、安心を、どうしてもそれを確保するために、そしてそれを確認していくために、当面どうするかということに苦労いたしておるところでございます。

そういう意味におきましては、今日まであの施設がまだ引き渡しをずっと受けていないという異常な状況の中でございます。私は、丸投げではないかとかいろんな議論を今日まで受けてきたことを、経緯を考えますと、この際やはり県の責任において、その施設の運用等も、試験運転も含めて、早く県の施設として責任を持ってやっぱりこれをきちっと確保し、確認をしていくということが必要ではないのかなと、こう思っております。

したがって、さっき補助金等の問題についてのことも、リスクが含まれておるということも申し上げましたが、安全、安心ということとこれは切り離して、しかし施設についてはぜひ年度内に引き渡しができることを、これはもう本当に、今日、山本議員以外の

皆様にも御理解をいただきたいと、まげて御理解をいただきたいと、お願いを申し上げたいと思います。

それから、責任問題については、もう言われておるお気持ちもよくわかるんです。しかし、そうかといひまして、何らかの措置をやるといふときに、その措置の根拠が、もちろん事故とはいえ、その事故とのかかわりからどれぐらいの責任を問えるのかということがきちっとしていなければ、とてもこれは、少なくともいろんなそれぞれの職員にとりましても、将来にも大きく影響する、しかねない事柄でございます。こういうことについてきちっと配慮していないと、これはとてもじゃないけれども私は組織としても、組織の長としても、無責任な話になるのではないかと。

しかし、そのことが県民の皆さんに何かやっぱりいま一つどうかというお気持ちを与えることになっておるのはまことに申しわけないことなので、私としてはしたがってその理由を申し上げながら御理解を願いたいと申し上げておるところでございます。

○平成 16 年第 1 回定例会 委員長報告（平成 16 年 3 月 19 日）

（田中覚 R D F 貯蔵槽事故調査特別委員長）

R D F 貯蔵槽事故調査特別委員会における調査の経過等について御報告を申し上げます。

本委員会は、知事が「県政の一大汚点である」と発言されておりますように、事態の重大さにかんがみ、議会として R D F 貯蔵槽の事故に関する原因究明及び再発防止策等について調査を行うため、8 月 25 日に設置いたしました。

以降、3 月 10 日までの間、計 10 回開催し、知事や企業庁など、県当局に対する調査を初め、発電所の建設・管理運営を委託している富士電機システムズ株式会社や北川前知事を参考人として招致し、調査を行いました。

また、2 月 17 日から 18 日においては総務省消防庁、経済産業省、環境省に出向きまして、事故原因の究明及び事故後の対応策等について調査してまいりました。

更に、3 月 18 日には、三重ごみ固形燃料発電所の試運転の状況について現地調査を行いました。

この間、昨年 10 月 10 日の第 3 回定例会においては、御遺族への対応、事故に伴う関係市町村のごみ処理の問題、事故原因の究明等について、県当局に中間報告として要望や指摘を申し上げ、また、去る 3 月 11 日には、本委員会全委員の意見を集約し、知事及び企業庁長に申し入れをいたしました。

現在、一番重要なことは、R D F 発電施設そのものが、当初の計画から事故を経て、安全性が確保されたかどうか、また、県の失った信頼の大きさを重く受けとめ、いかに県民の信頼を回復するかであります。

そのため、次の 6 点を重点的に申し入れました。

一つ、試運転終了後、直ちに運転を停止し、完成検査並びに施設の引き渡しを行った後、

試験調整状況を地元関係者、県議会等にその内容を説明すること。

二つ、機械施設のすべての安全性や改修効果を確認する試運転を行うこと。

三つ、人的・組織的危機管理訓練を行うこと。

四つ、契約相手方への損害賠償請求を含め、行政責任の早急な検討を行うこと。

五つ、ピット方式やカンバン方式、または関係市町村での R D F 保管体制に係る新たな市町村の負担を解消すること。

六つ、県下 7 施設で製造される R D F 固形燃料の品質管理を徹底指導すること。

その申し入れを受けられ、昨日、3 月 18 日に知事及び企業庁長から回答がありました。その回答内容につきましては、行政責任の所在が早期に明らかにならないなど、委員会として完全に納得のいくものであるとは言えません。また、施設の完成検査や引き渡しについて、当委員会に対し、その定義や位置付けについて今までの説明が不十分であり、誤解を招いていた感も否めません。

しかしながら、企業庁が監視運転と説明していたものを含む試運転により機械施設の安全性や改修効果を確認できた時点で運転を停止し、かつ、その状態で、試運転結果を含めた安全確認の結果について県議会、地元関係者にその内容の報告を行うと回答するなど、その姿勢には一定の理解を示します。

知事及び企業庁長からの回答内容を委員会として検討した結果、試運転については、改修効果の確認に 4 カ月程度必要であること、つまり、最も湿気の多い時期や最も高温の時期など、過酷な条件下で R D F の性状を確認する必要があると認識しました。

したがって、8 月中旬までには安全性や施設改修の効果が確認できるものと考えますので、委員会といたしましては、運転を停止し、かつ、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

事故の際に消火活動に当たってこられた桑名市消防本部消防士のお二人の方が尊い命をなくされた日は 8 月 19 日であります。亡くなられたお二人の方に対し、深い哀悼の意を表するために、また、残されました御遺族の方々に衷心よりお悔やみを申し上げるためにも、8 月 19 日までには一定の結果を求めたいと思います。

重ねて申し上げます。委員会としましては、8 月 19 日までには運転を停止し、停止した状態で地元関係者、県議会等に、試運転結果を含めた安全確認の結果について報告することを求めます。

以上、御報告申し上げます。